

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 3 年 3 月 4 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告について
- 日程第 5 承認第 1 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 6 議案第 4 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 7 議案第 5 号 訴えの提起について
- 日程第 8 議案第 6 号 令和 2 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更につ
いて
- 日程第 9 議案第 7 号 令和 2 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につ
いて
- 日程第 10 議案第 8 号 令和 2 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 11 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
3 号）
- 日程第 12 議案第 10 号 令和 2 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第
4 号）
- 日程第 13 議案第 11 号 令和 2 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 12 号 令和 2 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 13 号 令和 2 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 14 号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 15 号 関ヶ原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 16 号 関ヶ原町今須農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例について
- 日程第 19 議案第 17 号 関ヶ原町関ヶ原ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 18 号 関ヶ原町体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 19 号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第 22 議案第 20 号 関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例の制定について
- 日程第 23 議案第 21 号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第22号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第26号 関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第28号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 日程第31 議案第29号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第32 議案第30号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第33 議案第31号 令和3年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第36 議案第34号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
- 日程第37 議案第35号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
- 日程第38 議案第36号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第39 議案第37号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第40 議案第38号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第41 議案第39号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	大野健夫君
教育長	中川敏之君	監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君
総務課長	澤頭義幸君	企画政策課長	西村克郎君
地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	岩田英明君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	徳永英俊君
産業建設課長	福安健司君	水道環境課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	山田勝	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は8名であります。

令和3年第2回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、5番 田中由紀子君、7番 楠達男君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和2年11月分から令和3年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第4、報告第1号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、報告第1号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和2年3月5日議案第4号にて議決をいただきました公共下水道根幹的施設建設工事委託

協定において、工事の完了に伴う精算により協定金額が変更となったことから、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項に基づき、専決処分により協定変更を定めましてので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 失礼します。

報告第1号 建設工事委託に関する協定の変更についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和元年度から令和2年度の2か年度におきまして、日本下水道事業団との建設工事委託協定の締結により実施してまいりました関ヶ原浄化センター電気設備再構築工事が令和2年11月25日に完了し、建設工事費の精算額が確定しましたので、協定金額を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として令和3年2月12日に専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

協定金額につきましては、令和2年3月5日議案第4号で協定金額の変更議決を得ました建設工事委託に関する協定金額7,550万円を188万円減額し、7,362万円にするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで報告第1号の報告を終わります。

日程第5 承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、承認第1号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第1号の令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種スケジュールが打ち出されましたので、ワクチン接種に向けた準備関連経費403万2,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を51億693万7,000円とする令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第10号）を専決処分により定めましてので、ここに御報告を申し上げます、議会の承認を求めるものでございます。何とぞ御理解賜りますよう、

よろしくお願いいたします。

なお、細部につきましては、健康増進課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） それでは、専決第1号、令和2年度一般会計補正予算（第10号）につきまして御説明させていただきます。

今回の専決による補正は、新型コロナワクチン接種に向けた準備経費によるものでございます。

歳出について御説明させていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、予防費の報酬は、接種準備補助のため事務職員雇用により、3月から1か月間分9万5,000円を計上させていただいております。

続きまして、需用費ですが、手指消毒液、クーラーバッグ、救急セット等購入のための予算でございまして、消耗品につきまして91万6,000円、クーポン券の印刷代、発送用封筒印刷代により印刷製本費に63万円を計上し、需用費合計で154万6,000円を計上させていただいております。

次に、役務費ですが、申込書の発送、アンケートやクーポンの発送等に通信運搬費として92万円、また手数料として、接種会場に酸素ボンベを配置いたしますので、ボンベの検査手数料として1万5,000円を計上し、役務費合計で93万5,000円です。

続きまして、委託料は、今回のコロナワクチン接種事業に伴いまして予防接種台帳システムの改修が必要となるため、改修業務委託料として96万8,000円を計上、最後に備品購入費として、酸素吸入蘇生セット、二酸化炭素濃度計等、接種会場にて必要な備品を購入したく48万8,000円を計上させていただきました。

歳出合計で403万2,000円となります。

なお、今回のコロナワクチン接種準備経費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保国庫補助事業により全て対象経費として全額補助となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、システム改修や発送準備等、スケジュールの関係上時間がなく大変急を要していたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますよう御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、ワクチン接種の時期についてどういう情報が入っているかということと、町としてはどういうふうに進めていくのかということをお伺いしたいのと、送迎については大変きめ細かな取組だということで、NHKにも取材をされたと。私も見せていただきましたが、非常にいいことだなと思いますので、その辺のアンケートの回収を得た中で、何か課題とか、そういうのがありましたら伺いたいのと、それから、ふれセンの会場使用について影響があると思うんですが、その辺の調整はどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） 議員の方がおっしゃるとおり、接種につきまして、当初、2月末から医療従事者、3月末、それからまたずれまして4月から65歳以上の高齢者ということで国から指示をいただきまして、今回専決と当初予算も計上させていただいたところではございますが、今のところの情報になります。一応4月26日以降に、こちらの町のほうに1箱、約1,000回分ですので、1人2回接種ですので500人分ぐらいがまず第1回目に入ってくるという情報を今のところ得ております。

また、これにつきましても、まだ全然、本当にそうなのか、本当に4月26日以降に入ってくるのか大変未確定なところがありまして、現在の情報を基に今のところ、私たちの計画としましては、5月の連休から今須地区を始めまして順次地区割りごとに、また集団接種によるワクチン接種を進めていきたいというふうに考えております。

アンケートを取らせていただきまして、毎日毎日、今日もまた接種を希望ということでちょこちょこ応募がありまして、3月1日現在なんです。一応65歳以上の方が対象者の87%の方が接種を希望するという御回答いただいております。今回の当初予算、補正予算もそうなんです。予算見込みとしましては80%で見込んでおりましたので、大変多くの方が接種していただくことはいいことなんですけれども、私どもの見積りというか、予定というか、接種見込みより87%ということで7%ほど多くなっておりますので、また今後、来年度以降、補正等をお願いして万全な接種に向けて進めていきたいというふうに考えております。

それと今度、こういう時期がずれまして、接種会場としてふれあいセンターの会場をお願いしておるところではございますが、今回御存じのとおり時期が、予定がどんどんずれていって、会場をきちんと確保しておかないと、この時期に打ちたいとなっても、予約の関係とかございますので、この辺につきましては教育委員会側と、ふれあいセンターのほうの館長さんと調整をしながら、ワクチン接種を優先的に進めさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、送迎につきましては、今のところの考えでございますので決定ではございませんが、一応アンケートを取りましたら、およそ100人ほどが交通手段がないということで把握をさせ

ていただいておりますが、当初予算におきましてはバスを借り上げて送迎しようと思っておりましたが、一番最善の方法は何かということで今検討しておりますけど、一応今のところタクシーも利用できないかということで今検討しておるというところで、今日のところは御勘弁願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第4号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第4号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第4号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和3年3月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原2554番地の13。氏名、桐山文弘。生年月日、昭和29年7月31日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号の関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である桐山文弘氏においては、本年3月25日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第5号 訴えの提起についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号の訴えの提起について御説明申し上げます。

町営住宅におきまして、滞納家賃の請求及び明渡し請求につき訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるため本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 議案第5号 訴えの提起について御説明させていただきます。

今回の町営住宅明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める1名に対しまして、現在、当該町営住宅に住民登録がありながら居住の実態がなく、滞納家賃もあることから、岐阜地方裁判所大垣支部に住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求め訴訟を提起するものでございます。

1としまして、被告となる相手方の住所・氏名でございますが、こちらは議案書に記載のとおりとなります。

2としまして、管轄の裁判所で、岐阜地方裁判所大垣支部となります。

3としまして、請求の趣旨ですが、(1)は相手方が入居している町営住宅の明渡しと、明渡しの期限の翌日から明渡しに至るまでの家賃等の損害金の支払いを求めるもので、(2)として

滞納家賃の支払いを求めるもの、(3)として訴訟費用の負担を求めるものでございます。

4としまして、訴訟遂行の方針は、(1)は弁護士を訴訟代理人として定めるもので、(2)が第1審判決の結果、必要がある場合は上訴するものとし、相手方が上訴した場合、または反訴した場合は応訴する。第2審の判決の場合も同様とするというものでございます。

以上、御審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、この方の訴えを起こすに至る経過をお伺いしたいのと、この方以外にもあるんじゃないかなあと思うんですけども、その他の方はどういう状況かというのは、個人情報に触れない範囲でお答えいただければありがたいと思います。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 経緯といたしましては、少なくとも今現在、居住の実態がないということが一つあると思います。あともう一つは、先ほど議員さんが申されましたとおり、実際に今現在で居住の実態が確認できない方というのはほかにもいらっしゃいます。

今回、この相手方を選定した理由といたしましては、まず居住の実態のない期間が最も長い方に加えまして、家賃がそれなりに滞納されている方ということで、今回この相手方を選定した次第です。

なお、今現在で居住の実態が確認できない方というのは13名いらっしゃいます。今後、そういった居住実態がない事実が長い方から順に、こういった手続をさせていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） つまり、住所はあっても居住実態がないという点では、所在をどうやって探されるんですかね。

○議長（松井正樹君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 今回のケースの場合は、弁護士を通じて訴訟代理人が提訴した後に、裁判所を通じて宛てどころの情報提供の依頼を各機関にさせていただきます。町の他部署でも、そういった情報を有している可能性もあるということで、ただし、そういった情報を仮に有していたとしても、個人情報の関係から我々が知り得ることはできませんので、そういった手続を踏みながら住所の探索を続けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第6号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

人件費等の減額により、令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金を1,195万7,000円から798万7,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第7号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明を申し上げます。

施設管理費の減額により、令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億2,521万5,000円から2億2,411万5,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第8号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明申し上げます。

歳出につきましては、精算見込みによります人件費の減額や各事業の執行状況による不用額

の減額、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育園の空調等施設改修や小規模事業者持続化補助金等を追加し、歳入につきましては、税収等の見込みによる補正、また補助金等それぞれの確定に伴う補正など9,153万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億1,540万4,000円とする令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

議案第8号 令和2年度関ヶ原町一般会計補正予算（第11号）について詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出から御説明をさせていただきます。

議案書30ページをよろしくお願いいいたします。

提案説明にもございましたが、職員の給料、また手当、共済費等におく人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものでございますので、説明を省略させていただきます。

総務費の文書広報費でございます。

こちらにつきましては、昨年9月議会においてお認めをいただきました新型コロナウイルス感染症対策によるキャッシュレス決済の導入に伴いますQRコード印字用のプリンターの購入費におきまして、一部、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、10万円につきまして一般財源から国庫支出金へ財源を組み替えるものでございます。

続きまして、財産管理費でございます。

こちらの備品購入費でございますが、当初予算で町有のマイクロバスの更新購入をお認めいただいたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、感染防止対策への財源確保のため購入を見送りさせていただきましたので、1,070万円を減額させていただくものでございます。

財源の関係でございますが、国・県支出金におきまして、マイクロバス購入経費に対する岐阜県清流の国ぎふ推進交付金530万円を減額し、またキャッシュレス決済に伴うシステム改修費におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するため、40万円を一般財源から国庫支出金へ財源を組み替えさせていただきましたので、合わせて490万円の減額となっているところでございます。

○企画政策課長（西村克郎君） 同じく30ページの企画費でございます。

委託料54万7,000円の減でございますが、新型コロナウイルス感染防止のため岡崎市への雪プレゼントを中止させていただきましたので、減額をするものでございます。

負担金補助及び交付金の70万円の減でございますが、移住定住促進住宅支援事業補助金は、9件の実績見込みでございますして30万円の増額をさせていただきますが、東京圏からの移住支援事業補助金につきましては、申請の見込みがございませんので、100万円を減額させていただくものでございます。

財源内訳のその他諸収入の141万4,000円でございますが、ふるさと納税返礼品のお節料理を販売させていただきました収入を補正させていただきます。

31ページをお願いいたします。

財政調整基金費15万1,000円の減でございますが、それぞれの基金利息と寄附金の実績の見込みに合わせたものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく31ページの生活安全対策費でございます。

こちらの委託料でございますが、地域防災計画修正業務についてでございます。新型コロナウイルスの感染症に関連し、次年度の、令和3年度でございますが、地域防災計画に対応が反映されるという見込みであるため、本年度中の修正業務委託を見送りさせていただきましたので、関係経費である218万9,000円を減額させていただくものです。また、土砂災害ハザードマップ作成業務につきましては入札差金により102万円を、合わせて委託料で320万9,000円を減額させていただくものでございます。

また、財源の関係でございますが、こちらは国・県の支出金におきまして、まず土砂災害ハザードマップの減額に伴います、2分の1でございますが、51万円の減額と、コロナ感染症対策関連交付金、補助金の299万6,000円をここに充当させていただいておりますので、補正額といたしまして248万6,000円を一般財源から組み替えておるということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○企画政策課長（西村克郎君） 諸費の需用費の修繕料49万7,000円でございますが、ふれあいバスの接触事故に伴う修理費用でございます。

事故の状況としましては、町道から国道に出ようとした際、対向車に気を取られまして、車両左側面がガードレールに接触し、損傷をしたものでございます。幸い同乗者も見えない状況で、運転手にもけがはございませんでした。

なお、修理費用49万7,000円につきましては、全額、町有自動車災害共済保険金の対象となる見込みでございます。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 32ページをよろしくをお願いいたします。

こちら選挙費、町長選挙費でございます。

令和2年11月29日執行の関ヶ原町長選挙については無投票となりましたので、関連経費の精算によりまして不用額をそれぞれ減額させていただくものでございます。

○住民課長（三宅芳浩君） 続きまして、33ページの民生費でございます。

社会福祉費、社会福祉総務費の特別定額給付金事業でございます。各項目につきまして減額をしておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済対策緊急事業としまして、本町では5月1日から8月7日までの申請受付期間で実施をさせていただいたところでございます。この事業につきましては、既に終了しておりますので、先ほど申しましたように、各節におきまして事務費及び需用費に係る不用額を減額させていただくものでございます。

次に、委託料の障害者自立支援給付システム改修委託料でございます。来年度の報酬改定等の制度改正に伴いましてシステムの改修が必要になりましたので、その委託料額33万円を計上させていただくものでございます。

次の扶助費でございますが、サービス利用者の数が増加しておりますグループホーム、A型事業所等の増加によりまして障害者自立支援給付費予算額に不足を生じる見込みとなりましたので、580万円を増額補正させていただくものでございます。

次に、繰出金でございますが、国民健康保険特別会計（事業勘定）及び介護サービス事業特別会計の今回の補正に伴います一般会計繰り出し分の増減額でございます。

次に、老人福祉費の扶助費でございます。独居高齢者からの緊急通報装置の申請が例年に比べまして多数ありまして、当初予算額に不足を生じるようになりましたので、新規購入による設置費2台分の13万2,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、福祉医療費の扶助費でございます。乳幼児等医療費助成事業のうち、小学生以上が対象となります町単事業分につきまして、当初予算額に余りを生じる見込みとなりましたので、200万円を減額補正させていただくものでございます。

次の国民年金事務費の委託料につきましては、申請書様式の変更によりまして、そのシステム改修費として2万5,000円を補正させていただくものでございます。

次の介護保険事業費の繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正に伴いまして、特別会計の繰出金の各区分での増減額でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

児童福祉費の児童福祉総務費、報酬でございます。当初予算に計上しておりました人数のうち、1名の保育士の方がフルタイム勤務が可能となりましたので、給料の扱いということで変更になりましたので、不用となる見込みとなりました200万円を減額補正させていただくものでございます。

次に、負担金補助及び交付金の新生児臨時特別給付金でございます。新型コロナウイルス感染症対応事業としまして、特別定額給付金対象世帯との均衡と子育てに係る経済的負担の軽減を図るために、6月議会において補正をさせていただいたものでございます。新生児の出生状況によりまして予算額に余りを生じる見込みとなりましたので、110万円を減額補正させていただくものでございます。

次の扶助費の障害児通所給付費につきましては、放課後等デイサービスの利用日数の減少によりまして当初予算額に余りを生じる見込みとなりましたので、300万円を減額補正させていただくものでございます。

次の児童措置費の扶助費でございます。本年度の児童手当の総額が確定いたしましたので、それに伴い不用見込みとなります490万5,000円を減額補正させていただくものでございます。

次に、児童福祉施設費の需用費でございます。賄い材料費の今後の支出見込額によりまして、不用見込額としまして190万円を減額補正させていただくものでございます。

続きまして、工事費の308万5,000円でございますが、東保育園の園児室の壁かけタイプのエアコン2台と遊戯室の床置き型の大型エアコン1台の効きが非常に悪くなってきております。修理も対応できないということのために、新しい機種に取替えをさせていただくものでございます。

なお、この工事費につきましては、換気機能のある機種の採用等によりまして、新型コロナウイルス感染症対応交付金の対象としております。また、この工事費につきましては、その全額を令和3年度に繰越しをさせていただく予定でございます。

○水道環境課長（吉森明博君） 続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の職員手当等の時間外勤務手当6万9,000円は、関ヶ原斎苑の早朝・休日による場内除雪や、また休日の友引対応時に生ずる職員の時間外手当不足分としてお願いするものでございます。

○健康増進課長（徳永英俊君） 続きまして、委託料の妊婦健診委託料につきましては、当初見込みより妊娠届等が少なかったことにより、精査をさせていただきまして150万円を減額、繰出金につきましては、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰り出し金を3,300万7,000円増額するものでございます。

続きまして、予防費ですが、これはコロナワクチン関連の補助金による財源の組替えによるものでございます。

続きまして、健康増進事業費のがん検診委託料ですが、妊婦健診委託料と同様に、実績により精査させていただき、当初見込みより受診者数が減ったため100万円を減額するものでございます。

また、明治安田生命保険相互会社様より、健康増進事業に役立てていただきたいということで20万円の寄附がございますので、今回の補正に計上し、財源の組替えも併せてさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

○水道環境課長（吉森明博君） 同じく保健衛生費、環境衛生費、負担金補助及び交付金の60万6,000円につきましては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金となります。昨年末に1件の合併処理浄化槽の設置及び既存の単独浄化槽の撤去に伴う補助申請がございましたので、現予算

額に対しまして不足する額を今回増額補正させていただくものでございます。

なお、財源内訳としまして、国・県支出金につきましては、ともに3分の1の補助額となっております。

次に、斎苑管理費の役務費、手数料8万5,000円につきましては、本年1月30日、関ヶ原斎苑敷地内の早朝除雪中におきまして、場内西側の舗装面とのり面境の見誤りにより、除雪車両左前後の車輪が脱輪しまして、除雪車引揚げのため、レッカー作業等の手数料として8万5,000円を増額補正させていただくものでございます。

なお、作業手数料につきましては、町有自動車災害共済保険の適用を受けてございます。

同じく斎苑管理費の工事請負費、斎苑設備修繕工事194万4,000円につきましては、関ヶ原斎苑の告別ホール及び炉前ホールの天井に設置しておりますアクリル製の採光パネルにつきまして、経年劣化によりたわみが生じまして、そのことにより一部落下する事故が発生しました。そのため早期に改善を図り、新たに採光パネルの改修工事を行いたく、お願いするものでございます。

次に、衛生費、清掃費、塵芥処理費の需用費130万円の減につきましては、町指定ゴミ袋購入におきまして、原油価格の下落に伴い物価が下がった影響によりまして安価で購入が可能となったため、不用額を減額させていただくものでございます。

○産業建設課長（福安健司君）　続きまして、36ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業委員会費、報酬の100万8,000円の減につきましては、耕作放棄地の解消等の成果実績払いがございませんでしたので、減額をさせていただくものでございます。

農業振興費、負担金補助及び交付金の中山間地域総合整備事業負担金540万円の減につきましては、県営事業の事業費の減に伴う減額でございます。

次に、機構集積協力金33万5,000円につきましては、集積面積の実績の減に伴う減額でございます。

農地費、負担金補助及び交付金の県営農道施設強化対策事業負担金119万7,000円につきましても、県営の事業費の減に伴う減額でございます。

次に、県営ため池等整備事業負担金80万円につきましては、令和3年度事業として予定しておりました事業費の一部が、国の補正予算によりまして前倒しで実施できることになりましたので、増額をさせていただくものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君）　37ページをお願いいたします。

商工業振興費、需用費、関ヶ原d e ごはんプロジェクト推進事業、印刷製本費64万7,000円の減は、実績に合わせた減額でございます。

負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金、12月18日から1

月11日までの期間に時短要請に応じていただいた事業者への協力金、第2弾分でございますが、この町負担分5%分、8事業者分でございます。

関ヶ原d e ごはんプロジェクト推進事業補助金及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策協力金については、実績による減額でございます。

小規模事業者持続化補助金、県及び国が行う小規模事業者持続化補助金の新型コロナウイルス感染症対策事業応援補助金の事業主負担分を町独自で応援するものです。県分においては申請件数が予算額を超えましたので増額をさせていただきます、国分においては申請がなかったもので減額させていただくものでございます。

観光費、旅費、需用費、使用料及び賃借料の国際交流事業関係につきましては、未執行による減額でございます。

需用費、印刷製本費100万円、県補助金を活用し、来年度に備え観光パンフレットの増刷を行っていきたいと思います。

関ヶ原観光まちづくり推進事業委託料、事業縮小に伴う減額です。

古戦場春イベント委託料、未執行による減額でございます。

「大地の物語」推進事業補助金、支払い実績に基づく減額でございます。

中山道賑わいまちづくり補助金、未執行による減額でございます。

関ヶ原合戦まつり実行委員会補助金、未執行による減額でございます。

38ページをお願いいたします。

観光施設整備費、需用費48万1,000円、県補助金を活用し、来年度に備え、のぼり等の購入を行っていきます。

グリーンウッド関ヶ原、関ヶ原グラウンド・ゴルフ場、喫茶今須宿につきましては、新型コロナウイルス感染症による休業に伴う歳入の財源更正及び不用額の減額を行うものでございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きます、39ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の委託料92万6,000円につきましては、橋梁補修設計業務委託料の契約額との差額による減額でございます。

次の道路点検業務委託料につきましても、橋梁点検業務委託料の契約額との差額による減額でございます。

次に、道路橋梁新設改良費、工事請負費359万8,000円につきましては、町道関中通り線道路改良工事において設計変更が生じたことによる増額でございます。

同じく負担金補助及び交付金750万円につきましては、県道等の県営道路改良事業に対して支出する負担金につきまして、事業費の減による減額でございます。

土木費、河川費、河川維持費、工事請負費の100万円につきまして、該当工事がなかったこ

とによる減額でございます。

同じく負担金補助及び交付金120万円につきましては、県営急傾斜崩壊対策事業に対して支出する負担金につきまして、令和3年度事業として予定しておりました事業費の一部が国の補正予算により実施することができることとなりましたので、前倒しで増額させていただくものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

都市計画費、都市計画総務費、この中の旅費、需用費、委託料の地籍調査業務委託料、負担金補助及び交付金につきましては、地籍調査業務の実績に伴う減でございます。また、委託料の中の耐震診断委託料23万7,000円につきましては、木造耐震診断の実績がなかったことによる減額でございます。

最後、繰出金の110万円の減につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育費でございます。

教育総務費の事務局費の報酬140万円の減額につきましては、12月に来日しましたオーストラリアからの語学指導員が病気のため1月に急遽帰国したため、不用額を減額するものでございます。

補償補填及び賠償金の80万円の減額につきましては、新型コロナウイルス対策補助金として計上しました牛乳及びパンに対する学校給食食材費補償金につきまして、夏休みが短縮されることになり食材の調達の減少もほぼなくなったことから、結果支払わないことになりましたので、減額するものでございます。

放課後児童クラブ費の報酬100万円の減額につきましては、小学校の夏休みがほとんどなかったことにより、また土曜日が結果、開室することがなかったため、不用額を減額するものでございます。

41ページを御覧ください。

小学校費、学校管理費の報酬600万円の減額につきましては、調理員、英語指導員の方の不採用、それから理科指導員の方が年度途中で病気により中途退職されました。そういった関係のものでございます。

工事請負費の450万円の減額につきましては、体育館のLED整備工事などの入札差金分、備品購入費の100万円の減額につきましては、予定しておりました29人乗りのスクールバスを25人乗りのものに変更したことによる減額分でございます。

教育振興費の使用料及び賃借料の200万円につきましては、予算編成時にリースで当初計画しておりましたタブレットコンピューター整備につきまして、3月頃ですか、新型コロナ対応の国の方針変更により、今年度、全てを買取りにて全生徒分整備することになりました。その

ため不用になった分でございます。

次に、中学校費、学校管理費の報酬の50万円の増額につきましては、夏休みの短縮などにより勤務増となった分でございます。

光熱水費の100万円の減額につきましては、関中、今須小中学校の両方におきましてプールの授業ができなかったことによる水道等の減額分、工事請負費の200万円の減額につきましては、体育館のLED整備工事などの入札差金分、備品購入費の800万円の減額につきましては、予定しておりました3台のスクールバスの購入につきまして、今須地区から朝の学校までの通学を、関ヶ原中学校を經由し、関ヶ原小学校まで行く方法に変更いたしました。小学生及び中学生が交ざって1台のバスに乗ることに変更したことによりまして、1台不要となったことによる減分でございます。

負担金補助及び交付金の5万円につきましては、関中のプラスバンド部に役立ててほしいとの寄附申出をいただきましたので、その趣旨に沿うよう補助するものでございます。

教育振興費の180万円の減額につきましては、小学校費と同じくタブレットコンピューターの整備方法の変更分でございます。

42ページをよろしくお願いいたします。

社会教育費の社会教育総務費の委託料200万円の減額につきましては、新型コロナウイルスにより史跡ガイド育成業務が実施できなかったため、減額するものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 歴史民俗資料館費、工事請負費、支払い実績による減額でございます。

備品購入費についても、入札差金等による支払い実績による減額でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育費、保健体育費、町民体育館費の工事請負費200万円の減額につきましては、同じくLED整備工事費の入札差金分、町民プール管理費の委託料454万円につきましては、新型コロナウイルス対応のため町民プールを開設しなかったことによる委託料の減額分でございます。

○企画政策課長（西村克郎君） 43ページをお願いいたします。

公債費の元金でございますが、減債基金からの繰入れを3,000万円減額し、一般財源を充当する財源の組替えと、臨時財政対策債の利率の見直しによる償還元金66万8,000円を増額させていただくものでございます。

利子の212万8,000円の減でございますが、決算見込みによる減額をするものでございます。

続きまして、歳入の御説明をさせていただきます。

22ページをお願いいたします。

町税、町民税でございますが、法人の法人税割が4,900万円の減、固定資産税につきましては1,800万円の増となっております。

法人事業税交付金でございますが200万円の減、地方消費税交付金につきましても600万円の減となっております。

23ページをお願いいたします。

地方特例交付金でございますが168万3,000円の増、分担金及び負担金の児童福祉費負担金は、保育所措置児童保育料で160万円の減でございます。

分担金及び負担金の農業費分担金86万6,000円の減につきましては、県営中山間地域総合整備事業の事業費の減に伴うものでございます。

使用料及び手数料の私的契約児保育料から、24ページのグラウンド・ゴルフ場及びキャンプ場使用料でございますが、それぞれの実績見込みにより増額及び減額をさせていただいております。

24ページから26ページの国庫支出金、県支出金につきましても、それぞれの実績見込みに合わせて増額・減額をさせていただいております。

個別の説明は省略をさせていただき、新規のものについてのみ御説明をさせていただきます。

新規のものにつきましては、24ページの一番下、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、社会福祉費補助金の障害者総合支援事業費補助金16万5,000円でございますが、障害者自立支援給付のシステム改修に対する2分の1の補助でございます。

25ページをお願いいたします。

中ほどの教育費国庫補助金、小中学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金39万6,000円でございますが、12月に歳出の補正をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対策事業として、小・中学校の加湿器が2分の1の補助の対象となったものでございます。

26ページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金の保育所等の臨時休園等に伴う保育料等減額分に係る補助金57万1,000円でございますが、4月から5月にかけての緊急事態宣言を受けて休園した際に減免した保育料が補助の対象となったものでございます。

教育費県補助金、教育総務費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金50万円でございますが、こちらも12月に歳出の補正をさせていただきました新型コロナウイルス感染症対策事業として、放課後児童クラブの消耗品及び備品の購入が補助の対象となったものでございます。

27ページをお願いいたします。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金でございますが、各基金の利息を合わせ27万5,000円の増額をさせていただきます。

寄附金につきましては、一般寄附金40万円、教育費寄附金10万円、衛生費寄附金20万円を増額し、民生費寄附金を45万円減額させていただきます。

繰入金、基金繰入金でございますが、決算見込みによりまして減債基金繰入金3,000万円、ふるさと応援基金繰入金75万4,000円を減額させていただきます。

28ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、前年度繰越金262万4,000円を充当させていただきます。

諸収入、雑入でございますが、町有自動車災害共済保険金58万2,000円、ふるさと納税返礼品販売収入141万4,000円を追加させていただき、保育園園児給食費、グラウンド・ゴルフ大会参加料等を実績に合わせ減額させていただきます。

29ページをお願いいたします。

町債でございます。

少しややこしいんですが、総務債の減収補填債1,222万7,000円を追加させていただきます。

農林水産業債の農業債でございます。3つ目の公共事業等債（県営農道施設強化対策事業）110万円の減、及び順番は前後しますが、土木債の2番目です。公共事業等債（橋梁補修事業）100万円の減につきましては、起債対象事業費の確定に伴う減額でございます。

農業債の中で中山間地域総合整備事業でございますが、1番目の公共事業等債360万円と2番目の一般補助施設整備等事業債900万円の減につきましては、こちらは一般財源を充当し、また一番下でございますが、交付税措置のある補正予算債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債250万円を増額させていただきます。

土木債の地方道路等整備事業債（県営事業負担金）につきましても、940万円を減額し、一般財源を充当させていただきます。

恐れ入りますが戻っていただきまして、17ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございますが、総務費、総務管理費の民間分譲宅地開発支援奨励金250万円、民生費、児童福祉費の保育園空調等整備事業308万5,000円、労働費、労働費の雇用調整助成金69万円、土木費の道路橋梁費の関中通り線道路改良事業1,792万3,000円、同じく都市計画費の景観計画策定業務委託料528万円をそれぞれ設定させていただきます。

続いて、18ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正につきましては、先ほど歳入の町債で御説明をさせていただきました減収補填債1,222万7,000円を追加させていただき、続きまして19ページの中山間地域総合整備事業ほか3事業につきましては、限度額の変更をさせていただきます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 33ページをお願いします。

真ん中辺で特別定額給付金140万円の減とありますが、これは10万円の分がこれだけ残ったということでもいいのかどうか。結局、受け取らないとか、受け取れないのか、その辺の件数と事情をお伺いしたいと思います。

それから、29ページをお願いします。

総務債、減収補填債となっておりますが、これは今まで使ったことがあるのかどうかということと、この1,222万7,000円の算定根拠は何かということをお伺いしたいと思います。

この減収補填債というのは、要は地方税の収入が急遽減ったということでこれを使われるのか、その辺の仕組みを教えてくださいたいと思います。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

特別定額給付金でございます。給付費でございますが、これにつきましては、辞退者と申請をされなかった方ということの合計になります。辞退者につきましては、明らかに本人が申請書の中で辞退しますよということで意思表示をされた部分でございますし、未申請の方につきましては、改めて郵送で申請勧奨をさせていただきましたが、申請を最終的にされなかったということで期限を切らせていただいたということでございます。

件数でございますか。ここでいくと10万円ですので、単純に言うと14です。厳密に言いますと、実際に申請されていなかったのは16名の方です。なぜこの2名の差が出るかといいますと、予算の段階で対象外であると判断しておった者が、緊急でいろいろばたばたと事業を実施した関係で、Q&Aが後から出てきたということで、実際に後から対象になるということが判明した方が2名おりました。ただ、実際には申請されないという方がいらっしゃいましたので、特に補正をさせていただかなかったという部分で、辞退者につきましては4名の方でございます。未申請の方が12名の方でございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

減収補填債の関係でございます。今まで減収補填債の借入れをしたかということでございますが、近年はないかも分かりませんが、過去にはあったと思います。幾ら借りたか、何年度に借りたということまでは分かりませんが、本年度の減収補填債につきましては、令和2年度はコロナ関係ということでございます。通常の減収補填、例えば法人税割とか利子割、個人事業税とかあるんですが、今回うちが対象になっているのは、地方消費税交付金と市町村たばこ税の減収によるもので1,222万7,000円をということでございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 関連です。

先ほどの定額給付金の件ですが、この未申請の方がどういう理由で未申請なのかという、恐らくこういう方が見えるのかなという、何かそういう原因みたいなのはわかりますか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） すみません、そこまでは分かりません。あくまで個人の自由ですので、申請自体が。もしかすると辞退というつもりで申請をされなかったとか、いろいろ報道で、ほかにいろいろ使っていたきたいというような意味で申請をされなかったのか、そこはこちらのほうでは、本人が直接こちらに何か意思表示をされていない部分でございますので、それにつきましては、申し訳ございません。確認はできておりません。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点お願いします。

1点目は30ページ、一番下段の企画費の中の、実績がゼロだとう説明でしたが、東京圏からの移住支援補助金ですか。これは結果においてゼロということはやむを得ないと思いますけれども、この1年間どのような取組をされた結果ゼロなのか。このままいきますと、また今年というか次年度についてもゼロということがあって、せっかく予算化をして、町長自身も首都圏からの移住・定住については相当力を入れてお見えになるというふうに認識しているんですが、このゼロになったこれまでの取組について、1点お願いします。

2点目、31ページ真ん中のところのふれあいバスの事故ですか。さっき説明がありましたけど、この原因というか責任負担はこちらにあるわけですか。さっき修理代は保険を使ってということがありましたけれども、100%こちらが事故原因をつくったために町の保険を使ったということですか。そこら辺はもう少し詳しくお願いします。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） まず、東京圏のほうでございます。東京圏の移住支援事業補助金につきましては、東京圏にまず5年以上在住してみえた方が、こちらのほう、岐阜県に戻ってみえます。岐阜県が選定した中小企業に就職、または起業された方が対象となりますので、町としてなかなかPRということがしにくい補助金でありまして、それ以外の例えば移住定住の補助金とか空き家リフォームというのは町のほうでPRさせていただけるんですが、この東京圏からの移住につきましては、企業さんのほうが絡んでいる事業でございますので、なかなかPRがしにくいというのが実情でございます。この点につきましては、今後、PRの方法につきましてまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ふれあいバスにつきましては、私も事故報告を受けた担当から聞いたところによりますと、町道から国道に出る際に、町道の南側から国道に出て、ふれあいバスは左折をしたかったと。そのときに左折する方向から、同じ方向、左側から軽自動車が、報告によりますと突っ込んできたと。細い道のところに突っ込んできて、慌ててふれあいバスがハンドルをぐっと切ったら横のガードレールに接触しちゃったと。軽自動車は行っちゃったということで、どちらに責任があるかというのは難しいところでございますが、車両保険の適用になりますので、物損ということでもなく車両保険の利用をさせていただくということで、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） 2点ほどちょっとお聞きしたいんですが、17ページでございますが、繰越明許ということで、こちらの道路橋梁費の関中通り線なんですけど、2年ほど前に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部の改正ということでして、設計変更ということでございますので、積極的に品質の確保のためには、地盤が悪いようなことですので、繰越明許費を活用してくださいというようなことが来ておりますし、あと工事に必要な情報ということで、地盤のほうは掘るまで分かりませんので、その辺のことも適切な把握ということですね。今後、こういうなかなか工事費、新設改良とかはないんですが、関ヶ原というと、3月工期というのはなかなか時期が悪いので、これはあくまで提案なんですけど、積極的にというわけじゃないですが、繰越明許費等を活用してくださいということが出ていますので、ぜひ今後ともこういうようなことがあれば、雪とかが降ると、なかなか地盤の改良とかが、工事は難しいので、今後ともあれば、ぜひ活用をしていただきたいという私からの提案ですけど。

それともう一つ、あとページの22ページでございますが、固定資産税、1,800万円ほど増えておりますが、これの原因、分かれば説明のほうをよろしくお願いいたします。

以上2点です。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 道路関係の繰越明許等々ありますけれども、年度内に完成するというのが本来はあるんですけども、今回の場合は契約の関係もございましたし、掘削した結果、こういうことが分かったということで、繰越しをさせていただいて万全を期しながら適正な工事をやっていきたいということでさせていただいたところでございます。

今後におきましても、御提案のとおり、無理なことではなしに、きちっとした工事を優先という考えの下で適切に進めたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 岩田税務課長。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 失礼します。

固定資産税の増額分につきましては、固定資産税の約半分が償却資産の分になっております。償却資産も例年でありますと多少の減が見込まれるのですが、今年度につきましては逆に若干増だったということで増額をさせていただいています。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

[挙手する者あり]

3番 子安健司君。

○3番（子安健司君） 41ページ、42ページの教育費ですが、LED工事で大きな差金が出たということで大変喜ばしいことなんですけど、たしか入札予定額の半額ぐらいに近いような額で落札をされたんやなかったかなと思いますけど。これは町のほうの見積りが高かったのか、落札業者さんが努力をされたのか。また、ほかの業者さんは予定額に近いような額で入札をされておったんですが、これは十分に精査をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議員がおっしゃるとおり、設計金額に対しまして、札の2番、3番の業者につきましては非常に近い数字ということで、当方の設計については誤りはないかなと考えておりまして、入札された方の企業努力ということになろうかと思っております。

その後、落札率のほうが非常に低率ということで審議会というか審議のほうも開催いたしまして実態調査等もした結果、問題はないということで、当初の入札時では保留とさせていただきましたが、その結果を踏まえて契約したというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 提案説明にもありましたけれども、コロナに関係しての減額の項目、多々計上してございますけれども、これに関しての減額総額、予算上の総額も分かれば教えてほしいのと、それからまだここに計上されていない部分があると思うんですけども、大体どのぐらいの影響というか減額が見込まれるか、分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

今回の予算の中にとということではなくて、コロナの関係で影響して中止とか縮小した主な事業、細かい10万円、20万円の事業もあると思いますが、主な事業としましては、例えば合戦ま

つりの実行委員会の補助金2,200万円とか、春イベント400万円、また町民プールも休止しましたので454万円等々、大きいものがございます。その主なものを合わせますと事業費としては5,400万円ぐらいで、細かいものを含めると、それにある程度もうちょっとという金額になるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時34分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第9号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明申し上げます。

事業精算による県への返還金やオンライン資格確認等システム運営負担金の追加、また人件費や国保連合会共同処理電算委託料の精算見込みによる減額等55万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億5,077万2,000円とする令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼いたします。

議案第9号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）でございます。

歳出の50ページからをよろしく願います。

まず、総務費の総務管理費、一般管理費でございます。

人件費につきましては省略をさせていただきますが、委託料につきましては、国保連合会共同処理電算委託料でございます。年度末ということで、不用見込額となります60万3,000円を減額補正させていただくものでございます。

また、負担金補助及び交付金につきましては、本年度3月からのマイナンバーカード利用によるオンライン資格確認等システムの稼働によりまして、その運営負担金が必要となりますので、一月分、3月分の3,000円を計上させていただくものでございます。

次、基金積立金でございますが、4万8,000円でございます。国民健康保険基金の利子分を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、51ページでございます。

諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金でございます。令和元年度特別調整交付金等の額の確定に伴う精算のための還付が必要となりましたので、16万4,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、48ページの歳入でございます。

まず、国民健康保険料の一般被保険者国民健康保険料、医療分でございます。保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金が増額となりますので、その増額分の合計金額871万2,000円をこの保険料から減額させていただくものでございます。

県支出金、県補助金の保険給付費等交付金につきましては、特別交付金分としまして、国保連合会共同処理電算委託料の減額させていただきます分の60万3,000円と健康増進指導事業のやすらぎ保健師の人件費の増額分5万2,000円の差額、55万1,000円を減額補正させていただくものでございます。

次に、財産収入でございます。利子及び配当金でございます。基金の利子を条例に基づきまして国保会計歳入に計上するものでございます。

続きまして、49ページでございます。

繰入金でございますが、まず基盤安定繰入金でございます。これにつきましては、保険料の軽減額の状況によりまして繰入れをするというルールになっておりますが、本年度、算定額が当初予算額を上回ったため、その差額分の623万9,000円を増額するものでございます。

次の財政安定化支援事業繰入金につきましては、各市町村の被保険者の保険料負担能力や年齢構成の差によりまして、県におきまして算定された金額を繰入れするものでございます。こ

れにつきましても、当初予算額よりも多い額が示されましたので、差額分の247万3,000円を増額するものでございます。

次の職員給与費等繰入金につきましては、一般管理費の人件費及び負担金の補正によりまず減額されます21万7,000円でございます。

最後の繰越金、その他繰越金につきましては、償還金の補正に伴い16万4,000円を増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません、単純な質問なんですけど、50ページのオンライン資格確認等システム運営負担金、これは何の資格を確認するのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） これは被保険者証としてマイナンバーカードの利用というのが始まりますので、いわゆる被保険者ということの資格の確認でございます。

今、保険証で確認をしているやつと全く同じことでございますが、今までは保険証を窓口で見せるということでしたが、今度からは窓口、まだすぐに全部それがそろっていくということではないんですが、窓口でカードリーダーでマイナンバーカードを読み取るという形になります。それを含めた資格確認等の運営を国保団体連合会、本部のほうがやりますので、その運営負担金ということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） カードリーダーも3月からできているんですか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それにつきましては、各医療機関のほうの整備のほうになりますが、これはお聞きしますと、国のほうからカードリーダーのほうの支援なり、そういうことがあるということで、順次、医療機関のほうで整備をされることになると思っております。

○議長（松井正樹君） よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、ちょっと決算的な話になるんですけど、基盤安定が870万円ぐらい、たくさん入ってきておまして、当初予算の保険料を減額して補正しているんです

けれども、保険料に関してはもうちょっと入ってくるような感じなんですけれども、決算見込み的なものはどうなっているのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） すみません、資料を今、手元で探したら、ちょっと出てこない。保険料については、もう少し入る予定です。前年度に比べますと多少減りますが、決算的にはそのように入ってくる予定をしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 保険料が入ってきて給付費はどういう感じが分かりませんが、単純に基盤安定が減ってきたで保険料を減らすという予算上の問題だけなんですけれども、実際に保険料も入ってくるということになれば、給付費がどうなっているか分からんけど、かなり繰越金的なものが出るんじゃないかなと思ったもので、分からなければいいんですけど、どうかかなと思ひまして。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 申し訳ございません、すみません、資料がやっと出てまいりまして。決算見込みとしましては、保険料が1億5,400万円ほどは入る予定をしております。ですので、実際に1億5,500万円ですので……、ごめんなさい、ちょっとこの金額よりは若干少ないということにはなると思います。今年度につきましては、若干調整をさせていただいて本算定をさせていただいておりますので、それに伴いまして若干保険料が減ることになっておりますが、繰越金につきましては、あまり出ないような形では処理を進めております。

先ほどの給付費の話がございましたが、給付費につきましては、基本的に今、給付費が県のほうから全て出るという形のシステムになっておりますので、あくまで納付金という、県のほうにそのための資金を払うというような形のシステムになっておりますので、保険料自体は、その納付金を払うために賦課をするというような形でございますが、その辺は基金もございまして、その辺等も含めて、現金も多少まだありますので、手持ち現金も持っておりますので、その辺の調整をしながら進めておるところでございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第10号 令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金を活用した感染拡大防止対策備品の購入費の追加と、年度途中の職員離職等による人件費や医療機器の入札差金等の減額など3,181万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億6,815万7,000円とする令和2年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 失礼します。

議案第10号の直診勘定補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

議案書の59ページをお願いします。

総務費、施設管理費、一般管理費の人件費でございます。まず報酬ですが、410万円の減、給料につきましては350万円の減、そして職員手当等につきましては501万円の減で、共済費につきましては500万円の減となっております。これは、本年1月、2月、3月の岐阜大学医学部からの内科医師の撤退分と看護師1名の離職分、そして3月の病棟閉鎖に伴いまして、整形外科医の当直分、看護師の夜勤手当分に関わるもので減額させていただいております。

続いて、備品購入費の120万円の増につきましては、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助事業として感染拡大防止のための備品を購入するものでありまして、透析室に発熱用患者用のフィルターつき簡易隔離ビニールブース、各診察室用の空気清浄機、手指消毒ボトルスタンド、消毒噴射機などを購入するものでございます。

次に、医業費の診療費、備品購入費ですが、エックス線テレビ装置の入札差金などで1,540万円の減額としてございます。

続きまして、歳入でございます。

議案書の57ページをお願いします。

診療収入、入院収入につきましては、国民健康保険診療収入から、その他診療収入まで合わせて1,400万円の減となっております。これは、4月から1月の診療分の予算に対する実績が600万円の減、そして病棟閉鎖に向けて2月から入院制限を実施してきたことによりまして、2月分で250万円の減、3月診療分は入院がないということで450万円の減、その他診療分として健康診断などで100万円の減で、合計1,400万円の減額としております。

次に、外来収入ですが、新型コロナウイルスの影響などにより5,900万円の減収で、予算対比マイナス15.6%の減収となっております。

また、その他診療収入の400万円の増額につきましては、インフルエンザ予防接種が無料ということで増額になりまして、当初、各種予防接種を600万円見込んでおりましたが、1,000万円となりましたので、例年より200件ぐらい増えて、従来、新型コロナウイルスの関係で、あまりインフルエンザを打っていなかった企業も打つということで、新規の接種企業があったというのが原因でございます。

続きまして、議案書の58ページをお願いします。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の120万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金であり、歳出で増額しました120万円の特定財源となるものであります。

次に、診療収入の不足分として、一般会計の繰入金金を3,300万7,000円、繰越金1,838万3,000円を充ててございます。

最後に町債ですが、歳出の医業費、診療費、備品購入費の1,540万円の入札差金の減に伴うもので、特定財源としていたものであります。

55ページをお願いします。

地方債の限度額の変更ということで、2,600万円から1,540万円を減額した1,060万円としています。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,181万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ7億6,815万7,000円とする補正予算でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第11号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明申し上げます。

居宅介護サービスの給付費や介護予防サービス費等の実績に伴う不足分の追加等2,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,838万2,000円とする令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

議案第11号 令和2年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

67ページをよろしくお願いたします。

まず、人件費でございますが、これにつきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、67ページから69ページの各サービスにつきまして補正をしておりますが、これにつきましては、各サービスごとの年間の給付額を見込ませていただきまして、差額分の不足見込額、また不用見込額をそれぞれ補正させていただくものでございます。

続きまして、69ページ、最後になりますが、基金積立金でございます。

基金積立金につきましては、国から各市町村の地域支援事業に対しまして、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金が本年度交付されまして、本町には140万5,000円と149万5,000円の合計290万円が交付されることとなりました。これにつきましては、その金額を交付金規定に基づきまして地域支援事業の財源として充当することとなりますが、もともと地域支援事業の財源としております保険料が交付金の金額分余剰となりますので、国の方針に従いまして、その分の保険料分を基金に積みさせていただく290万円と、今回補正をさせていただき

ます基金利子分としまして2万円の292万円でございます。

続きまして、70ページでございます。

70ページ、地域支援事業費でございます。

介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、人件費の補正及び先ほどの140万5,000円の国の交付金収入に伴います一般財源の組替えを実施しております。

また、次の介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、同じく149万5,000円の国の交付金収入に伴います一般財源との組替えをさせていただくものでございます。

戻りまして、64ページの歳入でございます。

64ページが一番最後のほうになります。下段の部分でございます。国庫補助金の介護保険国庫補助金につきましては、本年度実施しましたシステム改修費につきまして2分の1の補助金が交付されますので、その額として53万4,000円を補正させていただくものでございます。

また、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金につきましては、介護予防健康づくりの取組に対して地域支援事業への充当を条件に国から交付される補助金でございます。保険者機能強化推進交付金としまして140万5,000円、努力支援交付金としまして149万5,000円の交付決定がございましたので、それぞれ補正をさせていただくものでございます。

続きまして、65ページ、最後の部分になりますが、財産収入でございます。

介護保険基金利子を基金条例に基づきまして介護会計歳入に計上するものでございます。

次に、66ページの繰入金でございます。

その他一般会計繰入金でございますが、歳出の一般管理費において人件費の増額を行いますが、先ほどのシステム改修に対する国庫補助金が財源として増額しましたので、事務費繰入金を差額の51万4,000円減額するものでございます。

その他の歳入でございますが、これにつきましては、歳出の保険給付費及び地域支援事業の補正額に合わせまして、それぞれ負担割合が決まっておりますので、それぞれの項目でその負担割合で補正をさせていただいておるものでございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、細かいことで申し訳ないですけど、69ページの今、基金の説明があったんですけど、290万円、一般財源になっておって、何や僕も分からなかったんですけど、今聞いていると国庫補助金の保険者機能強化と保険者努力支援なんですけど、国庫補助金を一般財源扱いという形でやっているんですか。どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） これは先ほど若干申し上げたんですが、保険料との組替えをさせていただいて、保険料がその分、補助金が入りますので、それまでに財源として一般財源として保険料を充てていたのが、その分、要は余剰になるということです、その余剰になった保険料を積み立てるといふ形を取るといふこととさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第12号 令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

会計年度任用職員において、デイサービスセンターから訪問看護ステーションへの配置転換による精査と、ヘルパーステーションでは予定雇用人数が確保できませんでしたので、人件費関係経費397万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,941万9,000円とする令和2年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第13号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第13号について御説明申し上げます。

長寿命化計画に係る技術的援助協定料や各種工事請負費の精算見込みによる600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,311万1,000円とする令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第13号 令和2年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の80ページをお願いいたします。

歳出になりますが、公共下水道費、公共下水道施設管理費の工事請負費110万円の減額につきましては、国・県道に占用しておりますマンホールの蓋かさ上げ工事費としまして予算計上しては、道路管理者等による舗装調整等によりまして未執行となりましたので、減額させていただくものでございます。

次に、公共下水道建設費、委託料188万円の減額につきましては、日本下水道事業団との建設工事委託協定により実施いたしました関ヶ原浄化センター電気設備再構築工事の完了に伴い、工事費の精算により減額するものでございます。

同じく公共下水道建設費、工事請負費302万円の減額につきましては、単独面整備管渠工事として、施工方法等の変更と、また入札差金によりまして不用見込額の150万円を減額し、公共マス設置工事費の精算により152万円を減額するものでございます。

続きまして、議案書の79ページをお願いいたします。

歳入の財源内訳につきましては、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金として110万円を減額し、町債、下水道事業債490万円を減額させていただきます。

次に、議案書の77ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正につきましては、先ほど歳出にて説明させていただきました公共下水道建設費490万円の減額に伴い、起債限度額を490万円減額し、3,930万円とさせていただきますのでございます。

説明は以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 80ページのマンホール補修工事ですけど、蓋のかさ上げを話合いで未執行ということで、今後はどうされるのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 国道365号、21号の占用マンホールの蓋という形になりますけれども、今回の予算計上の部分につきましては、国道365号の歩道に埋設しております下水道マンホール蓋のかさ上げ部分になりますが、道路管理者である大垣土木事務所との協議の中で、舗装等、そちらのほうでやっていただけるということで、かさ上げ工事の必要がなくなったということで、今回、減額させていただきました。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号から日程第29 議案第27号までについて（提案説明・質疑）

日程第30 議案第28号から日程第41 議案第39号までについて（提案説明・質疑・委員会）

付託)

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第14号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例についてから日程第41、議案第39号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計予算までの26議案を一括して議題とします。

議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、令和3年度の施策方針、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、所信表明を行わせていただきます。若干長いということ、御理解を賜りたいと思います。

本日、令和3年第2回町議会定例会が開催され、令和3年度予算をはじめ関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営についての私の所信の一端を述べたいと存じます。

内閣府が発表した2月の月例経済報告によると、景気認識を示す基調判断を、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さが見られるとしており、先行きについては、緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待されるとする一方、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。と指摘しています。これらを受けた国の政策の基本的態度は、東日本大震災からの復興・創生や、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期す中で、雇用の確保と事業継続を通じて国民の命と暮らしを守り抜き、その上で経済財政運営と改革の基本方針2020等に基づき、デジタル改革やグリーン社会の実現などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するとしています。

国の令和3年度予算は、令和2年度第3次補正予算と併せ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期すとともに、将来を切り開くため、中長期的な課題を見据えて着実に対応を進めていく予算となっており、具体的には感染症危機管理体制や保健所体制の整備等によって感染拡大防止に万全を期すとともに、予期せぬ状況変化への備えとして5兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費が措置されることとなっています。

また、デジタル社会・グリーン社会の実現や全世代型社会保障の構築など、中長期的な課題にもしっかりと対応する予算となっており、一般会計予算の規模は、令和2年度当初予算額に対して5兆7,306億円、5.7%増の106兆6,097億円となっているところでございます。

岐阜県においては、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による人やものの動きの停滞

に、さきの7月豪雨の影響が重なり、観光業、飲食・サービス業、地場産業を中心とした製造業などにも大きな影響が出ており、今年度の税収についても大幅な減収が見込まれている状況にあります。

また、内閣府の試算によれば、来年度の税収は今年度に引き続き国・地方ともに大きな減収が見込まれており、さらに近年の度重なる災害対応の影響で、県債残高、将来負担比率は増嵩しているほか、新庁舎建設に伴う県債の増加も加わり、来年度の県債発行額は激増する中において、社会資本の老朽化や社会保障経費の自然増、来年度から増加に転じる公債費に対応が必要となるほか、今年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期さなければならず、県財政は歳入・歳出の両面において不透明で、多くの課題を抱えている状況にあるとされております。その中において、引き続き関ヶ原古戦場の魅力発信やまちの観光客受入環境整備事業に対し予算が配分されていることに関して、当町としても非常に期待をしているところではあります。

関ヶ原町においては、人口減少・少子高齢化が顕著となっており、今後もその傾向が続くことが予想されています。その課題に対して重点的に取り組むため、令和2年3月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。総合戦略に掲げる4つの基本目標の実現に向け、各種施策を効果的に実施し、地方創生の推進に取り組んでまいりまので、議員諸氏をはじめ町民の皆様の御理解と御支援をお願いする次第であります。

私は、令和3年度の予算を編成いたしました。人口減少・少子高齢化の進展、公共施設・インフラ資産の老朽化対策、今須小中学校跡地の利活用、診療所・介護サービス事業の経営安定化、新水源への移行等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見極めつつ、地域の特色を生かし、真に必要とすることを重点的かつ効率的に推進し、財政危機に陥らないように注意を払いつつ、創意工夫を持って本町が生き抜いていけるまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨とし、的確に事業を選択し、予算編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援を、また御協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」であります。

関ヶ原古戦場ランドデザイン策定以降進めてきた取組を、地域限定的、一時的なものとしさせないため、今後は岐阜関ヶ原古戦場記念館を生かした誘客PRや受入れ環境整備などのソフト対策に重点を移し、アフターコロナを見据えた広域周遊観光やインバウンド観光の推進に努めるとともに、観光消費の拡大に向け、観光客へのサービス提供を行う民間企業等の参画の促進や、町民や町内観光活動団体等が行う特産品開発事業や観光誘客事業などの取組への支援を充実させ、町全体としての観光まちづくりの推進に努めてまいります。

また、壬申の乱や玉火薬庫跡など、他の歴史資源の整備・活用のほか、継続的な取組として、

飲食・宿泊施設の誘致や新規施設の立地促進を図るとともに、中小・小規模事業者等の振興による地域経済の活性化にも取り組んでまいります。

次に、「健康で生涯暮らせるまちづくり」であります。

診療所については、医療サービス・地域医療体制を確保する立場から、経営が非常に厳しいながらも日々経営改善を図りながら病棟の維持をしてまいりましたが、岐阜大学からの医師派遣撤退により令和3年度から入院診療を休止し、外来診療のみの体制となります。入院診療に代わり、長期的・継続的に在宅医療・介護を支えるサービスとして、看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設することといたしました。できるだけ早期に運営を軌道に乗せられるよう努力してまいります。

少子高齢化の進む本町においては、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らすことが大切でありますので、健全な生活習慣の確立に向けた健康づくり意識の高揚と主体的な活動の促進、健康診査・指導、健康教育など保健サービスの充実を図り、健康寿命の延伸に努めてまいります。

また、安心して子供を産み育てることができる地域づくりに向け、保育サービスの充実をはじめ放課後児童体制の充実など、多様な子育て支援の推進に取り組んでいきたいと考えております。

次に、「快適で利便性のあるまちづくり」であります。

将来の企業誘致等に向け、用途地域内の土地利用の見直しや企業立地の適地選定等を計画的に進めてきており、令和3年度にはまちづくりの具体性のある将来ビジョンの確立と目指すべき町の姿、その実現のため主要課題に対する整備方針を定めた町都市計画マスタープランを策定し、調和の取れた計画的かつ弾力的な土地利用を進めてまいります。

また、現在策定を進めております景観計画に基づき重点区域を定め、地域特性を生かした良好な景観形成を進めていきたいと考えています。

また、円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づく地籍調査を計画的に進めてまいります。

移住・定住施策では、民間分譲宅地開発支援奨励金制度による民地の住宅適地の活用を図るとともに、移住定住促進住宅支援制度により、住宅取得等に対する助成を行い、転入の促進・転出の抑制を図ってまいります。その他、住民の安らぎ・憩いの場、子供の遊び場等の確保として、身近な公園の整備についても取り組んでいく必要があると考えております。

次に、「安全・安心に暮らせるまちづくり」であります。

快適な住民生活に欠かせない安全な水の安定供給に向け、第4次拡張事業を着実に進め、ライフラインとしての施設の早期完成に努めてまいります。

また、町地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を図るとともに、地域防災力の強化

に向け地域における自主防災組織の育成・強化を図るほか、災害時避難行動要支援者対策の充実や消防団活動の活性化、食料、飲料水、備蓄品等の確保、緊急時の情報通信体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、「心豊かな人を育てるまちづくり」であります。

確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた子供を育てていくため、外国語教育をはじめ、ふるさと教育、キャリア教育、情報教育など、時代変化に対応した教育内容の充実を図るほか、児童・生徒一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、特色ある教育の推進や確かな学力の育成に努めてまいります。

また、今須小中学校の閉校に伴い、町内1小学校、1中学校となりますが、新しい関ヶ原小学校、関ヶ原中学校がよりよいものとなるよう支援してまいります。

また、少子高齢化や情報化の進展、教育水準の向上などを背景として、心の豊かさや自分らしさの発見など豊かな生活を送るために、児童期から高齢期までの生涯を通じて学習することができる社会の実現が求められており、本町では住民の幅広い学習ニーズに応えるため、ふれあい図書館やふれあいセンター、中央公民館において、各年齢層に応じた様々な講座、教室等を開催しておりますが、今後におきましても、住民の学習ニーズを把握しながら、多彩で特色あるプログラムを提供するとともに、自主的な学習活動を支援してまいります。

最後に、「住民と行政が協働するまちづくり」であります。

複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいまちづくりを進めていくためには、住民と行政とが知恵と力を合わせ協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠だと考えています。そのためには、住民と行政が情報・意識を共有し、多様な分野において新たな関係を構築していく必要があります。住民・行政ともに意識改革を行いながら、住民と行政との情報・意識の共有化や多様な分野における参画・協働の仕組みづくりに努めてまいりたいと考えています。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、町の将来像である「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、新しい時代のまちづくりのために皆さんと一緒に知恵を絞り気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位をはじめ町民の皆様には、私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、今回提案した議案についてであります。

初めに、議案第31号から議案第39号までの令和3年度予算について御説明申し上げます。

本町は、平成28年3月に策定した行財政改革大綱などにに基づき、歳出削減と歳入確保を中心とした行財政改革の推進に取り組んでいるところでありますが、今後の町財政の収支状況は、歳入面では、一般財源の大半を占める町税、地方交付税が国の行財政改革や経済動向に左右さ

れる部分が大きく不透明であり、特に町税においては、今般の新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されるほか、人口流出と少子高齢化による生産年齢人口の減少傾向は続くと思われ、伸びは期待できない状況にあります。

歳出面でも、高い高齢化率を反映し、扶助費や介護給付費等に伴う特別会計への繰出金の増大が避けられない状況であるほか、岐阜関ヶ原古戦場記念館の開館を契機としたより一層の古戦場観光の充実、観光推進や関ヶ原町総合計画の事業推進、公共施設個別施設計画に基づく公共施設インフラ資産の老朽化対策に加え、関ヶ原診療所及び看護小規模多機能型居宅介護事業を設置する介護サービス事業の経営安定化など財源の確保等が財政運営上の大きな課題となっており、本町の財政はまだまだ先行き不透明な経済環境や財政政策の中で、税収や起債残高、実質公債費比率の推移を見ながら、さらなる行財政改革が必要になってきております。

このため、町単独の補助制度や各種団体への補助金等全ての補助金の見直しや、会計年度任用職員については、各事務事業の遂行に必要な職種、人数を再精査し、再任用職員、正職員を含めた組織全体としての適正な人員管理により抑制に努めたほか、物件費などの徹底した見直し、経常経費の簡素化・効率化を図る一方、施策の創意工夫と改善を図りながら、財政運営の合理化・適正化に意を払ったところであります。

このような結果として、令和3年の予算規模は、一般会計37億6,580万円、特別会計等で33億6,427万3,000円、予算総額71億3,007万3,000円となったところであります。予算の大要、歳入歳出の項目別事業につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、別途配付することで説明に代えさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議案第14号から議案第27号につきまして順次御説明申し上げます。

議案第14号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本年4月の診療所における看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設に伴い、医療・保健・介護を一体とする組織の再編など、所要の改正を行うものでございます。

議案第15号の関ヶ原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国保関ヶ原診療所において、既に歯科診療が廃止となっておりますので、本条例中のただし書にある歯科医師について削除をするため、改正を行うものでございます。

議案第16号の関ヶ原町今須農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例について御説明申し上げます。

本減債基金は、今須農業集落排水事業に係る地方債の償還金に充当してきましたが、本年度をもって取崩しが終了いたしますので、本条例を廃止するものでございます。

議案第17号の関ヶ原町関ヶ原ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例について御説明申し上げます。

関ヶ原ふれあいセンターの施設において、使用頻度の少ない学習室並びに編集室を有効活用するため、それぞれ会議室へ変更し、使用料の額を定める改正を行うものでございます。

議案第18号 関ヶ原町体育館条例の一部を改正する条例については、令和3年4月からの小・中学校の統合に伴い、今須小中学校の体育館を新たに今須体育館として体育館条例に追加する等、所要の改正を行うものでございます。

議案第19号の関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、令和3年4月からの今須小中学校の統合に伴い、今須小中学校のグラウンドを新たに今須グラウンドとして本条例に追加する等、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号の関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例の制定については、学校教育法及び社会教育法に基づき学校施設の利用を促進するために、関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放に関し、条例を制定するものでございます。

議案第21号の関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律に基づき、保険医療機関等での個人番号カードによる電子資格確認の運用開始に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第22号の関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、保険料率の賦課割合の変更や国民健康保険法施行令の改正に伴うもの等、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号の関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例については、第8期介護保険事業計画による保険料の見直し並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律により、新型コロナウイルス感染症の定義について所要の改正を行うものでございます。

議案第24号の関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関連する事業について一括して所要の改正を行うものでございます。

議案第25号の関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例の制定については、農業環境の整備と地域住民の健全な心身の発達を図るための西田運動広場の設置及び管理に関しては、現在規則にて定めておりますが、他の運動施設と同様に使用料を徴収することといたしたく、条例を制定させていただくものでございます。

議案第26号の関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例については、道路法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する法令による道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号の関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例については、使用料の徴収基準に

において他の運動施設と基準を統一するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第28号、議案第29号並びに議案第30号につきましては、介護サービス事業、今須農業集落排水事業、また公共下水道事業の各特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきますが、なお引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきます。何とぞ御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時44分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので、御了解願います。

議案第14号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。
澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

議案第14号 関ヶ原町職員定数条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。
議案資料の1ページをお願いいたします。

昨年12月議会におきまして、医療・保健・介護の連携強化を図る関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例をお認めいただき、組織の再編に伴いまして定数を改正するものでございます。

現在の健康増進課が、町長の事務部局中の事務部局から診療所へ移行することにより、事務部局を92名から80名へ減数し、診療所において46名から50名とさせていただきます。

また、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関において、用務員や調理員など、現在では会計年度任用職員にて対応をさせていただいておりますので、見直しをさせていただいております。

また、農業委員会の事務局では、現在の事務に合わせ兼務で職員を2名から3名へ見直しをさせていただき、全体で182名から166名へ改正をさせていただくものでございます。

御審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 改正後の定数に対して、実際の数というのは教えていただけるんでしょうか。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 今回の条例で166名、条例上の定数で改正させていただきますが、現在の職員数で137名でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それぞれの町長の事務部局何人とか明細が分かれば、お願いいたします。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 137名の内訳というような御質問だったと思います。上から順次行かせてもらいます。

町長の事務部局77名、診療所38名、企業職員2名、議会の事務局1名、選挙管理委員会の事務局5名、監査委員の事務局1名、農業委員会の事務局2名、教育委員会の事務局7名、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関4名、計137名でございます。

○議長（松井正樹君） それでは、これで質疑を終わります。

議案第15号 関ヶ原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第16号 関ヶ原町今須農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町関ヶ原ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） 編集室も会議室にされるというわけですけど、規則で編集室の関係の備品の使用料とか、いろいろたつてあるんですけど、規則改正はされると思うんですけど、その備品というのはどういう扱い。あと、なくすのか、それともどうされるのか、お伺いします。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

編集室の機材につきましては、経年劣化のために数年前に廃棄処分になっておりまして、既にただの部屋というか、そういうふうになっていたというような現状でございましたので、そこを改めるというようなことでございます。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町体育館条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第18号 関ヶ原町体育館条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書は90ページ、議案資料は5ページでございます。

まず、議案資料の5ページをよろしく願います。

第1条第2項におきましては、旧今須小中学校の体育館につきまして今須体育館として位置づけを行うものでございます。

第2条の条文削除と第3条の変更におきましては、体育館館長及び職員の配置の項目を削除し、教育委員会において管理を行うという変更点でございます。

第4条から第7条におきましては、今回上程しております他の社会体育施設関係の条文と表記の仕方を統一させていただきまして、条例の仕様を統一させていただきたく変更させていただくものでございます。

6ページをよろしく願います。

別表では、今須体育館の料金を他の体育館の同一の1時間500円と定義いたしまして、備考におきましては、町内在住者を無料としていたものを、町内在勤者と町民を主体とした各種団体につきましても無料とする変更を行いまして、スポーツの振興を図りたく改正を行うものでございます。

議案書の90ページをよろしく願います。

本条例の附則についてでございます。

改正は令和3年4月1日から施行しますが、料金に関する規定につきましては7月1日から実施を予定しております。こちらにつきましては、後ほど議案として出てまいります関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例と関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例に

つきましても新たに料金を設定いたしますので、そのための周知期間として期間を置かせていただくものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第19号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案資料の7ページをよろしくお願いいたします。

第1条におきましては、管理する運動広場の増加に伴い、今回所要の改正を行うものでございます。

第2条におきまして、旧今須小中学校のグラウンドを今須グラウンドとして管理いたし、今まで「今須運動広場」と条例上の名称をしていたものを広く使用しております愛称であります「すぎっ子運動広場」に正式名称を変更させていただくものでございます。

また、今須グラウンド料金は、他の社会教育施設と同一の1時間当たり500円と定める内容となっております。

以上、よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例の制定について、詳細説明を求めます。

兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第20号 関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例の制定について説明を申し上げます。

議案書の94ページをよろしくお願いいたします。

本条例は、今まで規則に位置づけを行い管理してまいりました小・中学校の体育館やグラウンドにつきまして、条例に位置づけをし直し、他の社会教育施設と同一の基準で管理を行うため制定をさせていただくものでございます。

もう一点、意味としましては、LEDの整備等、完了もいたしましたので、今回改正をさせていただきたいというものでございます。

内容につきましてでございます。

第1条におきましては条例の趣旨を定め、第2条におきまして学校教育運営上支障のない範囲での開放を、第3条からは具体的な利用方法などの手続を定めるものでございます。

なお、別表にありますように、グラウンドと体育館の1時間当たりの利用料金をほかの施設と同一の500円とし、関中の格技場を300円とさせていただく内容となっております。

なお、本条例につきましては、令和3年7月1日からの施行とさせていただくという内容となっております。

以上、よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

それでは、議案第21号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、マイナンバーカードの利用目的のうち、被保険者証としての利用が可能となったことによります医療機関等窓口での取扱いの変更に伴う条文の改正でございます。

議案資料の9ページでございます。よろしくお願いいたします。

第7条でございます。受給者証の提示についての規定としておりますが、現在は被保険者証等を受給者証と共に医療機関等の窓口で提示し、被保険者等及び福祉医療受給者であることの確認を受けておりますが、被保険者証としてのマイナンバーカードの利用によりまして、利用機関窓口での被保険者証としての確認は、被保険者である本人がカードリーダーにカードをかざすことによる電子資格確認となるため、それに合わせ改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） マイナンバーカードでない、これまでの保険証の人は、今までどおりでいいということですね。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今までどおりの保険証、いわゆるこういうカード式の、国保でも今、窓口で発行しておりますが、あれについても同じように発行は当分されますので、同じような取扱いで結構でございます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 具体的には、このカードリーダーに保険証をかざすと、それで受付は終わりということですか。それでは町民に対する周知、広報をどのようにされるのか、ちょっと確認です。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 基本的には、カードをかざすだけになります。被保険者であることの確認だけでございますので、そういうデータにつきましては、画面上に、医療機関の窓口では、それが確認できるような状況になると思っております。

広報につきましては、この3月からでございますが、いろんな媒体を使って広報はされておりますが、また町のほうでもそれについての広報等は進めてまいりたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 封書が送られてきまして、システム機構ですか、自治体の情報システム機構か何か、とにかくマイナンバーカード申請書在中と来たと思うんですけども、それを受け取られた方が非常に心配して、カードを作らないかんのとってすごい心配されておりました。今の話、広報をされるということですが、それをやられると、皆さん勘違いをされるんじゃないかなど。カードを作らないと受診できないのか、病院に行けないのかというふうに勘違いされるおそれが非常に高いなと思ひまして、例えば医療機関の窓口で、そういうお知らせをしていただくとか、そういう程度で抑えていただけないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 内容については今後検討させていただきますので、ただ、実際に使

い方等も含めて分からない方もありますので、それについては御説明させていただきながら、マイナンバーカードにつきましては、国のほうでは取得を推進しておるところでございますが、基本的に今の状態ではどうしても必要かという、先ほど申しましたように保険証等も別にまだ発行する状況でございますので、それを併せてまたこちらのほうで、また来年度当初等に例えば国保の賦課等もありますので、そういうのを同封するとかいうような形で、今までどおりの保険証も使えるというような内容の記載もさせていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 70歳以上の高齢者の保険証がありますよね。国民健康保険証とは別に70歳以上の方の。それはどうなるんですか。それは今までどおり窓口に出すということですか。

[発言する者あり]

それは後期高齢だけど、70歳以上の方の、僕らも対象なんだけど、通常の国民健康保険証と、窓口でもう一つ高齢者用の、それはどうなります。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それにつきましては、また別の話としまして、今の発行しております被保険者証との一体化というのが今後進めていくような状況で考えておるところですが、取扱いについては同じです。一緒に出していただくという状況です、一体化になるまではですね。カードリーダーにかざすのは、あくまでマイナンバーカードの被保険者だけですね。

○7番（楠 達男君） それは従来の高齢者用の受給者証は、今までどおり窓口で提出して確認してもらおうということやね。

○住民課長（三宅芳浩君） まだそれについては、そのとおりでございます。

○7番（楠 達男君） 分かりました。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第22号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

議案第22号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正につきましては、保険料率につきまして資産割の割合を減少させるために賦課割

合の見直しを行うもの及び国民健康保険法施行令の改正並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴って改正を行うものでございます。

議案資料の10ページからを御覧ください。

まず、第11条第1項でございます。

これにつきましては、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除は、租税特別措置法第35条の2第1項により適用されることとなりました。それに伴いまして、国民健康保険法施行令が改正され、国保料の所得割の算定に適用されることとなりましたので、本条文に追加するものでございます。

次に、11ページから12ページにかけてでございます。

第13条第1項、第13条の6の6第1項及び第13条の11第1項でございますが、以前から進めております賦課方式を現在の4方式から3方式へと移行を進めていく段階としまして改正をさせていただきますものでございます。

今回の改正では、資産割の賦課割合のうちの100分の3を所得割に移行しまして、所得割を100分の47、資産割を100分の3とさせていただきますものでございます。

次に、13ページの附則の第4条でございます。

これにつきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2を引用させていただきまして、今回感染拡大しております新型コロナウイルス感染症を定義しておりますが、当該法律の改正に伴いまして、附則第1条の2が削除されたことによりまして、条文に引用することができませんので、国等の他の法律に倣いまして、法附則第1条の2に規定されておりました定義内容をそのままこの部分に置き換えることによりまして、今回の新型コロナウイルス感染症の定義とするための改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第23号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、第8期の介護保険事業に必要となります第1号被保険者の保険料の算定によりまして、保険料率の変更が必要となりましたので、それに伴い改正を行うもの及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴って必要な箇所の改正を行うものでございます。

議案資料の14ページと15ページを御覧ください。

まず、14ページでございますが、介護保険料の改正でございます。

まず、保険料の改正につきましては、今現在、介護保険計画第7期としまして、基準保険料額を月額5,900円とさせていただいております。この7期の3年間におきまして、約2,300万円程度基金に積み増すことができました。

しかし、次期、第8期計画を今回作成させていただきましたが、介護給付費等の見込みにおきまして、新たに令和3年度から開始されます関ヶ原診療所における看護小規模多機能型居宅介護事業がございます。そして、それに伴います形で訪問看護事業及び通所リハビリ等の利用の伸びが見込まれます。

また、介護老人保健施設、いわゆる老健施設でございますが、来年度から1つの施設がまた再開されるということの情報がございまして、その利用によりましてまた給付費等が増えることが見込まれます。

また、町内の認知症対応型共同生活介護施設、いわゆるグループホームでございます。この事業所におきまして、増床計画が事業者から示されてございまして、9床の増床分が令和4年度からの利用開始が見込まれておる状況でございます。

このような状況から、第8期では介護給付費等の増加を前期比較で2億4,500万円と見込ませていただきました。それに地域支援事業費を含めました第8期、3年間の費用を26億3,369万1,000円とさせていただいております。この金額に調整交付金や収納率による補正を加えた上で月額保険料を算出しますと、1人当たり月額保険料が6,242円となります。

しかし、先ほど申しましたように、基金のほうに既に5,000万円余りの金額を積み立てておりますので、第8期ではその一部の1,500万円程度を取り崩させていただき、1人当たり月額保険料を6,100円とさせていただいているところでございます。この額につきましては、第8期の介護保険計画案としまして、介護保険運営協議会におきまして委員の皆様にご検討いただきまして、その了承を得ましたので、介護保険条例の改正案としまして本議会に改正をさせていただいております。

そこで、改正条例の内容でございます。第2条第1項でございますが、平成30年度から令和2年度までを令和3年度から令和5年度までの時期の3年間の保険料とさせていただくところ、1号から9号におきまして、基準月額を現在の月額5,900円を6,100円とさせていただき、第5号が基準額でございますので、現在、年間7万800円とさせていただいている額を月額6,100円の12か月分としまして7万3,200円に改正し、その他の各段階につきましても、基準額に対する規定割合にて算出した額に改正をさせていただくものでございます。

また、第2項から第4項につきましては、低所得者の介護保険料の軽減を規定してございまして、所得段階の第1段から第3段階、つまり第1項の第1号から第3号の保険料を軽減するこ

とを規定するものでございます。

令和3年度から令和5年度までの3年間の保険料につきまして、第2項に規定する第1号保険料の軽減としまして3万6,600円を2万1,960円に、第3号では第2号保険料の軽減としまして5万4,900円を3万6,600円に、第4項では第3号保険料の軽減としまして5万4,900円を5万1,240円とするものでございます。

続きまして、15ページの附則第7条につきましては、先ほどの国保条例の改正と同様に新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の改正によりまして、その定義内容をそのままこの部分に置き換える改正でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 令和2年度の収支見込みを伺いたいのと、先ほどちょっと聞き漏らしたんですが、第7期と第8期と比べてどれだけの給付費の増を見込んでおられるのか伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 現在の見込みでございますが、令和2年度としましては、単年度としまして1,800万円ほどのプラスを見込んでおります。

〔「単年度じゃなくて」の声あり〕

〔「2年度」の声あり〕

今度ですか。申し訳ございません。令和2年度につきましては、予算の話になってしまいますのであれなんです、実際にはちょっと予算的にはプラス・マイナス・ゼロということになりますが、実際には6,100円というのがまだちょっと決まったというか、その設定をさせていただきましたのがまだ先日の話になりますので、最終的なその見込みまでの令和2年度……。

〔「今年度で」の声あり〕

今年度でいいんですよね、やっぱり。

すみません、今年度については、先ほど言いましたように1,800万円のプラスということですね。

〔「繰越しも入れて」の声あり〕

繰越しを入れますと、繰越しがたしか6,900万円ぐらいあったと思いますので、それを足した分になると思います。8,000万円かそこらになると思いますが、実際に給付費で増えるのは3年間の見込みということでございますが、2億4,500万円ほど経費としては増えるのではな

いか、給付費としては増えるのではないかということですね。

〔「7期と8期を比べて」の声あり〕

そうです。介護給付費でございますが。

〔「そんなに増える」の声あり〕

先ほどちょっと御説明させていただきましたように、看多機が令和3年度からまともに入ってまいります。3年間、今までゼロだったのが3年分入ってまいりますし、訪看と通所リハビリのほうにも力を入れられるということをお聞きしておりますので、それらもある程度増えるんではないかというような予想ですね。

それからあと、老健施設、具体的に名前を言いますと「おうじゅ」というところですが、そこが今までちょっと人の手配の関係でできていなかったのが、来年度から実施をされるということになりまして、そこもまともに増えるということですね。

それから、グループホームですね。そこが今9床ですが、それがまともに9床、倍になるということで、来年度はまだ建設という話をお聞きしておりますが、2年度目、令和4年度からもう入所が始まるということで、いきなり満床にはならないとは思っておりますが、それらのことを踏まえるとそういう数字になったということでございます。

○議長（松井正樹君） これでは質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第24号 関ヶ原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の基準条例の改正につきましては、3年に1度、介護報酬改定に合わせて、国の社会保障審議会（介護給付費分科会）におきまして各基準に関して審議が行われまして、その審議を踏まえ国におきまして基準省令がそれぞれ改正をされ、令和3年1月に改正基準省令が公布されたことに伴います改正でございます。

改正条例につきましては、国における基準省令の改正に倣いまして、4つの基準条例がございますが、これを4条立ての1本の条例として改正条例として改正をさせていただいております。

議案資料につきましては、16ページから93ページとなります。

4つの条例の改正を個別に載せておりますが、かなり多量となります。また、4つの条例の改正箇所がかなり多くの部分で重複しておりまして、特に2番目の指定地域密着型サービス事業及び4番目の指定地域密着型介護予防サービス事業につきましては、1つの基準条例内に複数のサービス事業分の基準を規定して1つの条例としておりますので、それぞれの改正内容も

また多く重複しております。

最初に申し上げましたように、国の基準省令に準じて改正を行っておるものですので、今回の改正における主要な共通の改正点につきまして、1枚目でございます指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を中心に御説明をさせていただきたいと思いません。

議案資料の16ページでございます。

まず、第3条でございますが、新たに2項を加えました。

第5項では、事業者到人権の擁護と虐待の防止等のための体制整備及び研修の実施を義務づけております。

第6項では、サービス等の提供に当たっては、介護保険に関する国のデータベース等の情報を活用するように求めるものでございます。

次に、17ページの第16条第10号まで飛ばさせていただきます。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症等のこともございまして、感染の防止とICTの活用としまして、会議等をテレビ電話装置等の情報通信機器を利用して行うことができる旨を規定するものでございます。

次に、19ページまで飛ばさせていただきます。

第21条に新たに第7号として1号を追加する改正でございますが、高齢者虐待防止の推進としまして、虐待の発生またはその再発を防止する措置を行うよう、新たに事業の運営規程に規定することを義務づけるものでございます。

次に、第22条に新たに第4項として1項を追加する改正でございますが、事業者職場内のセクハラやパワハラ等の防止のためのハラスメント対策措置を義務づけるものでございます。

次に、新たに追加する第22条の2におきまして、新型コロナ感染症等や最近の災害等の発生状況を踏まえ、それらの災害等の発生時に事業者継続的なサービスの提供と、非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定及び計画に沿った必要な措置を取ることを義務づけるものでございます。

さらに、第24条の2におきましては、今回の新型コロナウイルス感染症を受けまして、事業者感染症の発生や蔓延に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催等、指針の整備、研修や訓練の実施を義務づけるものでございます。

次に、20ページでございます。

新たに追加します第30条の2におきましては、さきに運営規程の規定を義務づけました虐待の発生またはその再発を防止する措置の項目につきまして、具体的な内容としまして委員会の開催等、指針の整備、研修や訓練の実施及びこれらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務づけるものでございます。

新たに第34条を追加することにつきましては、事業者の負担軽減等の観点から、事業者における諸記録の作成、保存等のうち、現在書面によって行うことが規定されているものにつきまして電磁的な対応を求めることとして、また事業者及び利用者の利便性向上の観点から、利用者への説明や同意、承諾または交付のうち、書面によって行うことが規定されているものについても、利用者の承諾を得られる場合は電磁的記録による対応を認めるというものでございます。

その他改正内容につきましては、特に指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着介護予防サービス事業に共通の改正事項としまして、すみません、34ページまで飛びますが、第59条の13第3項でございます。

事業者は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるために、医療・福祉関係の資格を有さない従業者に対しても認知症介護に関わる基礎研修を受講させるための必要な措置を義務づけております。

また、指定地域密着型サービス事業のうちの介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、また57ページまで飛びますが、第163条の2及び58ページの第163条の3でございます。新たにこの2条を加えまして、栄養管理と口腔衛生管理を基準に位置づけ、第163条の2で各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを事業者にとともに、次に第163条の3では口腔衛生管理体制を整備することによりまして、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理計画を計画的に行うことを事業者を求めるものでございます。

以上、主要な改正点につきまして御説明させていただきました。

なお、附則としまして、新たに義務規定として追加する事項に関しましては、令和6年3月31日までのこの3年間につきましては、義務規定を努力義務とする等の経過措置を設けるものでございます。

最初に申し上げましたが、幾つかの施設が入っておりますのでかなり重複しておりますので、主要な改正点ということで御説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例の制定について、詳細説明を求めます。

兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第25号 関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例の制定について御説明を

申し上げます。

議案書の127ページをよろしくお願いいたします。

本条例は、町から教育委員会に管理の委任を行っております西田運動広場施設につきまして、今まで規則に位置づけを行い、管理を行っていたものを条例に位置づけをし直し、他の社会教育施設の同一の基準で管理を行いたく条例制定をするものでございます。

第1条におきましては設置の趣旨を定め、第2条におきまして名称などの定義を行い、第3条では、従前の規則と同様の施設の利用の条件を位置づけ、第4条からは、具体的な利用方法の手続などを定めるものでございます。

なお、128ページのところでございますように、多目的広場の利用料金につきましては、他の社会教育施設と同一の500円とし、在住、在勤者や各団体の利用につきましては無料とさせていただきます内容となっております。

また、附則によりまして、この条例は令和3年7月1日からの施行とさせていただきます内容でございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません、単純なことなんですけど、今、多目的広場500円ということですが、これは西田運動広場施設の中の多目的広場ということなのか、ちょっとよく分かりませんが、教えてください。

○議長（松井正樹君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

128ページの施設名と書いてございますように多目的広場、すなわちグラウンドの部分についてのみ1時間500円と定めさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 失礼いたします。

議案第26号 関ヶ原町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

議案資料94ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、ちょっと分かりにくいんですけども、自動車を運転する操作、いわゆるアクセルを踏むとかブレーキをかける、ハンドルを操作するといった一連の運転操作を全てコンピューターが自動的に行うシステム、これを自動運行装置といますが、この装置を備えた自動車の自動的な運行を補助するための施設、こちらが自動運行補助施設といますが、この施設について令和2年11月に施行された国の道路構造令の一部改正によりまして、本条例に自動運行補助施設について交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として追加する内容と、もう一つは、同じく法改正によりまして、歩道等の中に歩行者の利便増進を図る空間を定めることが可能となる歩行者利便増進道路の指定制度が創設されたことによる条項の追加が主な改正点でございます。

まず、第4条中ですが、こちらは条項の追加によりまして発生する条ずれでございます。

次に、第6条第7項及び第10条第4項中ですが、こちらも道路構造令の改正による条ずれでございます。

次に、第12条第3項中ですが、引用をしております高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の条ずれに伴い改めるものでございます。

続きまして、95ページをお願いいたします。

第34条中、横断歩道等の次に、先ほど申し上げました自動運行補助施設を追加するものでございます。

次に、第43条第3項及び第44条第2項中ですが、こちらも道路構造令の改正による条ずれでございます。

次に、第45条各項につきましては、先ほど申し上げました歩行者利便増進道路に関する取扱いについて追加するものでございます。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行させていただきます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第27号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第28号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについて、議案第29

号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第30号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについては、詳細説明を省略いたします。

続きまして、議案第31号 令和3年度関ヶ原町一般会計予算について、総括の説明を求めます。

大野副町長。

○副町長（大野健夫君） それでは、令和3年度関ヶ原町一般会計予算等の総括説明をさせていただきます。

お手元の資料の令和3年度予算資料、横長の（グラフ）と入っているものでございますけれども、お願いをいたします。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目でございます。

先ほど、町長の提案説明にもございましたが、令和3年度の予算は、特別会計等を含めまして総額71億3,007万3,000円で、対前年比3.6%の減となっております。

そのうち一般会計は37億6,580万円で、前年度に比べまして1億220万円の減、率といたしましては2.6%の減の予算となったところでございます。

特別会計につきましては、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計及び今須農業集落排水事業特別会計で増額となりましたが、国民健康保険特別会計の事業勘定、それから国民健康保険特別会計の直診勘定及び公共下水道事業特別会計が減額となったため、特別会計全体では4.5%の減となったところでございます。

事業会計につきましては、水道事業会計が建設改良費の減に伴いまして減額予算となっております。

それでは一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いいたします。

各款の前年度との比較でございますが、主な増減要因につきまして御説明させていただきます。

まず、議会費でございますが62万1,000円の減、1.2%の減で、議員報酬及び議員共済会給付費負担金の減に伴うものでございます。

総務費でございますが2,866万9,000円の減、5.7%の減となっております。これは固定資産評価基礎資料整備業務や、町長選挙、県知事選挙等の選挙経費、国勢調査に伴う統計調査費の減等に伴うものでございます。

民生費でございますが6,378万5,000円の増、7.1%の増でございます。これは、令和3年度より事業を開始いたします看護小規模多機能型居宅介護事業等に伴いまして、介護サービス事業特別会計の繰出金が必要となったこと等によるものでございます。

衛生費ですが6,110万1,000円の減、10.0%の減となっております。これは、国保関ヶ原診療所の入院診療の休止に伴います国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金の減等によるも

のでございます。

労働費につきましては、昨年度と同額となっております。

農林水産業費ですが1,985万円の増で、12.3%の増となっております。これは国道21号以北の玉六反田線の舗装改良及び橋梁耐震補強事業に伴う県営事業負担金、今須農業集落排水事業特別会計への繰出金の増等によるものでございます。

商工費ですが723万2,000円の増、3.7%の増となっております。これは、職員人件費の増や関ヶ原古戦場公衆トイレ改修事業、関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金を活用した観光誘客、PR等のソフト事業の増等によるものでございます。

土木費ですが705万5,000円の減、1.7%の減となっておりますが、これは橋梁補修事業、都市計画基本図修正業務、公共下水道事業特別会計への繰出金の減等によるものでございます。

消防費ですが3,230万7,000の増、20.3%の増となっております。これは、防火水槽整備事業や消防指令センター工事及び東署耐震補強事業に伴います不破消防組合への負担金の増等によるものでございます。

教育費ですが1億4,265万1,000円の減、28.5%の減となっております。これは、今須小中学校の統合に伴うスクールバスの購入や歴史民俗資料館改修事業、ランドデザインに基づく史跡整備事業の減等に伴うものでございます。

科目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、ページを飛んでいただきまして9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の比較表となっております。

先ほど御説明した歳出科目別の増減と大きな理由は、重複いたしますが簡単に説明をさせていただきます。

義務的経費は、扶助費が福祉医療費助成事業や障害児施設給付事業、児童手当の減等により3.3%の減、公債費が平成29年度臨時財政対策債の据置期間終了等によりまして4.2%の増となりました。

投資的経費につきましては、普通建設の補助事業ですが4,984万8,000円の減、82.9%の減となっておりますが、主なものは今須小中学校の統合に伴うスクールバス購入事業、史跡整備事業、橋梁補修事業の減等によるものでございます。

普通建設の単独事業ですが3,581万4,000円の減、16.6%の減となっております。これは、歴史民俗資料館改修事業の減等によるものです。

その他の経費の物件費につきましては615万4,000円の減、0.9%の減となっております。社会保障・税番号制度対応システム改修事業や固定資産評価基礎資料整備業務、歴史民俗資料館改修事業に伴う附帯業務、施設備品購入等の減等によるものでございます。

補助費等につきましては1,167万6,000円の減、2.0%の減となっております。これは、合戦まつり実行委員会助成金の減や観光協会への補助金を委託事業へ切り替えたこと等による減等に伴うものであります。

繰出金につきましては363万7,000円の増、0.5%の増となっております。これは、看護小規模多機能型居宅介護事業の開始等に伴います介護サービス事業特別会計への繰出金の増等によるものでございます。

以上でございますが、特別会計等への繰出金と負担金、補助金につきましては、同じ資料の11ページに内容が記載されております。

また、13ページには基金残高の見込みの一覧表を掲載しておりますので、参考にしていただきたいと思っております。

以上、簡単でございますが、一般会計の歳出の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより歳出について順次説明を求めますが、予算主要事業説明一覧表に基づいて、主なものを簡潔に説明を受けたいと思っておりますので、御了承願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はいたしません。何ページということを示していただき、順次説明願います。

それでは、順次説明を求めます。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

それでは、令和3年度関ヶ原町一般会計の予算について、お手元に配付をさせていただいております予算主要事業説明一覧表をもって御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、1ページをよろしくお願いいたします。

まず、総務費関係でございます。

総務管理費の庁舎内情報化推進事業でございますが、こちらは情報システム関係などの経常経費となっております。総合行政情報システム関連経費やセキュリティー強靱化関係経費など2,862万7,000円を計上させていただいております。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

3つ飛びまして、ふるさと納税事業でございます。2,596万4,000円でございますが、返礼品及び寄附者配送管理等の経費で、寄附額としましては5,000万円を計上をさせていただいております。

続きまして、総合プロモーション事業200万円でございますが、地域の魅力を総合的に発信する映像や交流事業を用いた特産品の開発、移住・定住、ふるさと納税のPRを行いまして、関係交流人口の拡大創出を促進するものでございます。地方創生推進交付補助金が2分の1ご

ざいます。

公共施設等総合管理計画更新事業187万円でございますが、現在の計画が平成29年3月に策定され5年目となりますので、見直し、更新を行うものでございます。

移住・定住推進事業の408万1,000円は、空き家リフォーム補助金、限度額30万円の2件分で60万円、県補助金3分の1でございます。

親・子世帯同居リフォーム補助金として限度額30万円の1件分、空き家家財道具等処分補助金として限度額10万円の3件分で30万円、県補助金3分の1でございます。

移住定住促進住宅支援として限度額30万円の5件分の150万円と、子供加算2人分の5件として30万円、合わせて180万円でございます。

東京圏からの移住支援1件分の100万円、こちらは県補助金が4分の3でございます。よろしく願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、同じページでございます。

地域防災事業でございます。まずは、地域防災計画の修正業務でございます。こちらは、国及び県の改正に伴う新型コロナウイルス感染症対策を反映するための修正業務でございます。

また、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化に関する施策の推進に係る基本的な計画である国土強靱化地域計画の策定業務を計上させていただいております。並びに自衛消防隊の活動を支援する助成金や防災倉庫整備に対する助成金、合わせて716万9,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、2つ下がっていただいて、防災行政無線事業でございます。こちらは同報系の屋外拡声の子局用蓄電池が更新時期であるため、4年計画とさせていただきまして、1年目に当たります令和3年度分の交換工事費などを含めて308万8,000円を計上させていただいているところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。こちらは、岐阜県の避難所生活環境確保事業費補助金を活用させていただき、避難所での感染防止対策を図るため手指消毒剤を購入で27万5,000円を計上させていただいております。

○企画政策課長（西村克郎君） ふれあいバス運行事業でございます。902万9,000円、こちらはふれあいバスの運行委託料等の経費でございます。お願いします。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君） 続きまして、徴税费です。

2ページをお願いいたします。

事業名が上から3つ目の固定資産税委託料の1つ目、固定資産評価基礎資料整備委託料ですが、こちらは今年度評価替えのため委託料が増となっておりますが、来年度は業務量の減により858万円と、今年度予算1,400万円から大きく減額となっております。

次に、事業名、軽自動車税システム利用料等の軽自動車OSS・軽JNK S開発業務委託料

49万5,000円ですが、軽自動車O S Sは軽自動車保有関係手続のワンストップサービス、軽J N K Sは自動車税納付確認システムのことで、令和5年からの運用に向けての開発委託料として新規で計上させていただいております。以上です。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じページでございます。

選挙費でございます。令和3年10月の任期満了に伴います衆議院議員総選挙の関連経費といたしまして705万8,000円を計上させていただいております。

○住民課長（三宅芳浩君） 続きまして、民生費でございます。

3ページのほうでございますが、2つ目、障害者自立支援事業でございます。障害者の福祉サービスを提供するための介護給付費、訓練等給付費等と、あと基幹相談支援センター業務委託等でございます。サービス費等の給付費等につきましては、国・県の4分の3の補助がございます。一般財源としまして、町の持分が3,650万2,000円でございます。

次の町社会福祉協議会補助金でございます。社会福祉法人でございます、その法人運営部門でございます人件費を含めました補助でございますが、来年度は1,443万2,000円を予定しております。

その2つ下でございます。国民健康保険事業としまして、国民健康保険事業のほうに繰出金としまして7,248万5,000円でございます。なお、基盤安定の繰出金につきましては、国・県のほうの4分の3の補助がつきますので2,951万2,000円を国県支出金として計上させていただいております。

次の介護サービス事業でございます。介護サービス事業につきまして、町からの繰り出しが必要となっておりますので、来年度につきまして6,300万5,000円の繰り出しをさせていただく予定でございます。

あと下から4つ目でございます。西南濃老人福祉施設事務組合建物等解体負担金でございます。これは、12月議会のほうで西南濃老人福祉施設事務組合の解散のほうを議案として出させていただきまして御承認をいただきました。その建物につきまして来年度、取壊しを垂井町が主で実施をさせていただきますが、その負担金としまして、今年度の構成市町村の負担割合に基づきまして190万8,000円を予定しておるところでございます。

一番下の介護保険事業運営事業でございます。これは、介護保険事業特別会計の繰出金でございますが1億3,962万9,000円でございます。給付費分と地域支援事業分で1億を超えております。1億1,000万円ぐらいでございますが、そのような規模に介護保険もなっております。軽減分につきまして840万円に対しまして4分の3の国・県の補助がつきますので、630万円の国県支出金を計上しておるところでございます。

次に、4ページでございます。

後期高齢者医療事業でございます。1億3,090万5,000円でございます。これにつきましては、

後期高齢者特別会計の関係で広域連合のほうに支払いをする分、また事務費等の事業費でございます。これにつきましても、療養給付費負担金としまして約1億円弱の負担が必要になっている状況でございます。

次に、児童福祉費の障がい児保育事業（ことばの教室）、すぎの子園のことでございます。554万7,000円でございます。

その他につきましては、利用料としまして33万6,000円を計上させていただいております。

1つ飛びまして、障害児施設給付事業でございます。これにつきましては、18歳未満の児童福祉法に基づきます障害児施設の通所支援の費用でございます。804万7,000円でございます。

その下が入学祝金支給事業でございます。来年度につきましては、小学校35人、中学校53人を予定しておりまして264万円を計上させていただいております。

1つ飛びまして、児童手当支給事業でございます。7,751万5,000円ということで、国庫支出金がそのうちの6,515万2,000円、町の負担が1,236万3,000円でございます。以上でございます。

○健康増進課長（徳永英俊君） 続きまして、衛生費、保健衛生費ですが、まず国民健康保険特別会計（直診勘定）繰出金1億8,370万円、母子保健事業では妊婦健診委託事業として249万4,000円を主として、その他、離乳食実習やキッズビクスなど母子の健康講座事業に62万7,000円、不妊治療助成金として95万円を計上しております。

産婦への支援として、産婦の産後鬱予防や新生児への虐待予防のため、産後1か月時の産婦に対する健康診査に要する費用の一部を助成する事業として13万1,000円を計上する等、総事業540万7,000円となっております。

次に、5ページのほうをお願いいたします。

次に、予防接種事業ですが、令和3年度新型コロナワクチン接種事業として、通常の予防接種とはプラス、新規として3,642万7,000円を計上しております。接種実施に伴う国庫負担事業として、予防接種委託料は接種率80%と見込み、65歳以上の高齢者につきましては集団、以降は個別接種ということで予算を計上しております。

その他、接種体制確保による国庫補助事業として、6か月間の実施期間を予定として、人件費や接種に必要な消耗品、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費等を計上しております。

また、今回の事業費全てにおいてですが、国の補助対象経費となっておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、健康増進事業では、各医療機関等への検診業務委託料として879万9,000円を計上。その他医療機器やシステムのリース料、子宮がん検診等への助成、健康教室や相談業務などを実施し、総事業としましては1,588万3,000円となっております。

町民の方の健康増進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○水道環境課長（吉森明博君） 同じく、5ページの衛生費、保健衛生費の事業名、公害対策事業292万6,000円につきましては、毎年実施しております総合環境調査の委託料で、町内の河川水質、または土壌汚染等の状況を総合的に調査するものでございます。

合併処理浄化槽設置整備補助事業159万円につきましても、昨年度と同様、2基分の設置補助を見ております。

斎苑管理事業1,751万4,000円につきましては、関ヶ原斎苑施設の健全な維持管理のため、火葬炉の一部修繕を実施し、場内外の清潔な境維持のための管理費用や、また火葬業務として葬儀の受入れから火葬炉の運転操作、監視業務等の業務委託料を計上しております。

続きまして、清掃費についてでございますが、施設利用事務組合の各組合の負担金についてはそれぞれ増減幅がございますが、全体で238万5,000円の減額となったところでございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、6ページをお願いいたします。

農林水産業費、中山間地域等直接支払事業969万2,000円につきましては、平野部との生産格差の是正に加え、耕作放棄地の防止、農業生産活動の維持を目的とした事業でございます。本制度が始まりまして21年が経過しまして、今年度より第5期対策が始まっておりまして20地区が取り組んでおります。

同じく5つ下です。6ページの多面的機能支払交付金事業387万円でございますが、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ることを目的とした地域の協働活動を支援するものでございます。現在のところ、10協定が取り組んでおります。

その下です。県営中山間地域総合整備事業1,664万4,000円でございますが、内訳といたしまして事業費7,200万円に対して15%の負担金1,080万円と、中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金584万4,000円、こちらは地元負担軽減のために対象工事費の5%を県単間接補助を行うものとなっております。

次に、県営ため池等整備事業73万円でございますが、野上地区の北整理ため池につきまして耐震化が未実施でございますので、耐震化を目的とした整備に伴う負担金でございます。

次に、林業費でございます。

間伐推進事業254万3,000円でございますが、新年度は約12ヘクタールを予定しております。また、作業道として1路線を予定しております。

森林経営管理事業の森林経営管理意向調査全体計画策定業務222万2,000円でございますが、町内の森林につきまして適正に管理されていない森林を調査し、意向調査の優先順位の決定根拠を作成するものでございます。

その下の森林経営管理事業現地調査・意向調査業務284万9,000円でございますが、先ほどの事業の結果を参考にしながら、モデル的に森林所有者の意向調査や現地調査を実施するものでございます。

7ページをお願いいたします。

治山事業計画策定業務300万6,000円でございますが、秋葉地区で計画されております県治山事業の実施に伴い、計画している治山施設からの排水を相川へ放流するルート検討を行うものでございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 商工費です。

特に観光関係でございますが、引き続き県の補助金や地方創生交付金を活用し、ソフト事業を中心に行ってまいりたいと思っております。

8段目にあります関ヶ原観光活性化事業と合戦まつりについては推進交付金を、（グランドデザイン）と表記、または古戦場グランドデザインについては県の補助を活用して行ってまいります。

8段目にあります関ヶ原観光活性化事業につきましては、現在、関ヶ原観光協会が行っているファンクラブの仕組みを活用し、町内周遊の仕組みを構築し、また関係人口の創出を図る新たな事業を行ってまいります。

関ヶ原古戦場グランドデザイン事業では、広域観光PR事業や閑散期対策誘客事業、関ヶ原公衆トイレ改修事業に加えて、現在の「大地の物語」推進事業補助金を拡充し、特産品開発等にも補助していきたいというふうに考えております。

エコミュージアム関ヶ原につきましては、引き続き県より特定指名を受け指定管理を行ってまいります。

消費者行政推進事業につきましても、引き続き月2回の相談委員を配置して進めていきたいと思っております。以上です。

○産業建設課長（福安健司君） 一番下段、土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持事業4,964万4,000円でございます。橋梁点検業務は5年に1度の定期点検32橋分で、橋梁補修設計業務につきましては、下明谷1号橋の補修設計を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

舗装・補修工事につきましては、維持工事のほか野上地内の平木川橋の補修工事や瑞竜架道橋の排水ポンプ水位計更新工事を行うものでございます。

続きまして、県営道路改良事業1,700万円でございます。

新年度につきましては、国道365号線のほか、県道牧田関ヶ原線の道路改良等に伴う負担金でございます。

続きまして、除雪対策事業の除雪機械運転手育成支援事業100万円でございますが、高齢化が進んでおります町道除雪業務のオペレーターにつきまして、若年層の新規オペレーター育成支援を図り、道路除雪による冬期間の道路交通の安全を確保するために、その業務に必要な資格取得に要する費用の一部を支援するものでございます。

河川費、河川維持費、河川維持工事460万円でございますが、通常管理補修費と来年度につきましましては、今須轟川の河岸補修の工事費でございます。

その下、都市計画費、都市計画推進事業1,496万9,000円でございます。関ヶ原町都市計画マスタープラン策定業務につきましましては、今年度からの継続事業でございます。

また、その下、景観計画策定業務につきましましては、今後予定しております計画の公表及び条例制定後、計画に基づきまして、より詳細に景観を整備していく重点区域を指定するため、審議会、ワークショップ等による意見聴取や、その他計画の策定に必要な所定の業務を委託するもので、岐阜工業高等専門学校との共同研究につきましましては、重点区域における住民のワークショップ等による意識調査及びそれを踏まえた計画案の提案等を行っていただくものです。

建築物耐震改修事業につきましましては、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断の結果に伴った改修設計費用の補助でございます。

続きまして、地籍調査事業778万6,000円でございます。

平成27年から28年に実施いたしました山村境界基本調査の結果等に基づき、調査範囲である今須下明谷奥の山林約2.6平方キロメートルにつきまして、新年度において約0.5平方キロメートルについて立会い等の現地調査を行い、残りについて登記情報を基に図面及び地籍調査表の作成等を行うものです。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく8ページでございます。

消防費でございます。

まず1つ目ですが、防火水槽整備事業の1,200万円は、新たに耐震性の防火水槽1基を整備させていただきたく工事費を計上させていただいております。

また、不破消防組合への負担金でございますが、消防指令センター工事や耐震補強事業に伴い、前年度より増額となっております。

次に、災害対策事業でございます。こちらにつきましましては、災害備蓄物品や備品の拡充を図るとともに、指定避難所におきましてN T Tと連携を図り、特設の公衆電話設置に向けた関連工事費を計上させていただいております。

○教育課長（兒玉勝宏君） 続きまして、9ページ、教育費、小学校費、スクールバス運行业務では319万3,000円には、新たに今須地区からの分が増額されております。

小学校施設整備事業525万3,000円ですが、食器消毒保管機取替え及びガス回転釜の取替えなどを予定しております。

次に、教育用I C T整備事業1,500万2,000円につきましましては、既存のパソコン、電子黒板などのリース料の分でございます。

中学校費の中学校施設整備事業322万4,000円については、コンビオープンの取替えなどを予定いたしております。

一番下のほうにあります社会教育費につきましては、今年度開催がほとんどできませんでしたが、例年の通常事業を計上しているところでございます。

10ページをお願いいたします。

上から8番目のふれあいセンター施設管理事業4,059万8,000円のうち、大屋根改修工事費として2,000万円程度を予定しております。

保健体育費では、各種社会体育施設管理事業におきまして、今須小中学校にごさいました体育館とグラウンドの施設管理費用を新たに計上いたしております。

○副町長（大野健夫君） それでは引き続き、一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほど、歳出の総括説明をさせていただきました令和3年度予算資料の3ページを御覧いただきたいと思っております。

最初に、町税でございますが全体で12億261万6,000円、対前年比9,219万円の減、7.1%の減となっております。

その下、項番号1の町民税でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、法人町民税法人税割が大幅な減収になる見込みであることから7,660万円の減、固定資産税につきましては、評価替え等に伴い、1,510万円の減となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の減免等に係る減収分につきましては、予算編成時点での減収額の補足が困難であったことから加味しておりませんが、減収額につきましては新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で手当てされることとなっておりますので、減収額が確定した段階で予算の組替えをさせていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

その下、地方譲与税、各種の交付金につきましては、地財計画等、これらの実績によりまして予算化をしております。

飛んでいただきまして、分担金及び負担金ですが608万2,000円の減、40.7%の減でございます。県営中山間地域総合整備事業に伴う地元負担金の減等によるものでございます。

国庫支出金でございますが218万9,000円の増、1.1%の増ですが、新型コロナウイルスワクチン接種に関する接種対策費負担金及び接種体制確保事業費補助金の増等によるものでございます。

県支出金ですが5,954万9,000円の減、21.3%の減となっております。これは関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金や団体営ため池機能廃止等事業費補助金の減等によるものでございます。

寄附金のふるさと納税寄附金につきましては、令和2年度の実績等を勘案し、5,000万円を計上させていただいております。

繰入金でございますが、それぞれの事業への充当と財源不足を補うため、合計で3億200万1,000円を計上させていただいております。

繰越金につきましては、例年5,000万円前後を予算計上しており、令和3年度も5,000万円を計上させていただいております。

町債につきましては1億2,090万円の増、74.5%の増ですが、先ほど申し上げた町税等の減収に伴う財源確保のため臨時財政対策債を大きく増額しておりますが、このほか財政措置の有利なものを中心に前年度同様、最小限の予算としているところでございます。

次に、ページ飛んでいただきまして、8ページを御覧ください。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。

自主財源と依存財源の円グラフでございますが、令和3年度は町税及び基金繰入金等の減や、その一方で臨時財政対策債の増等による地方債の増ということがございまして、令和2年度に比べ、依存財源の比率が高くなっているというところでございます。

以上、簡単でございますが歳入全般の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第32号 令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 失礼します。

議案第32号 令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

主要事業一覧表11ページを御覧ください。

令和3年度当初予算額の総額は1億3,040万円でございます。

令和2年度当初予算額1億2,380万円に対しまして660万円、約5.3%の増額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。1億1,827万7,000円で、令和2年度に比べまして19万6,000円の減額となっております。

しかし、保健事業費におきまして、この人件費を広域連合委託金の対象とすることができることとなりましたので、保健師1人分の人件費を新たに保健事業費に計上をさせていただきました。このことによりまして、人件費649万円でございますので、その分が増加する結果となったということでございます。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第33号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第33号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。

主要事業一覧表では、11ページから12ページにかけてでございます。

まず、概算としまして、令和3年度当初予算額の総額が8億2,300万円ということでござい

ます。

令和2年度当初予算額8億4,340万円に対しまして2,040万円、約2.4%の減額になっております。

まず、11ページの保険給付費でございますが、そのうちの一般被保険者療養給付費は5億670万円で、前年度に対しまして530万円の減額を見込んでおります。

また、一般被保険者療養費が400万円で246万4,000円の減額を、一般被保険者高額療養費は前年度並みの6,703万6,000円を見込んでおります。

次に、12ページの国民健康保険事業費納付金でございますが、これにつきましては1億9,269万円を計上しておりまして、前年と比較で908万円の減額でございます。

これらが減額の主な原因でございます。

その他の特定健診等事業費、保健福祉総合施設管理事業及び健康増進指導事業につきましては、ほぼ前年度並みの額を予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第34号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の説明を求めます。

藤田診療所事務局長。

○監理官兼診療所事務局長（藤田栄博君） 議案第34号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算についての説明を申し上げます。

令和3年度の当初予算につきましては5億9,250万円で、前年度の当初予算に対して1億9,480万円の減額となっております。

主な理由といたしましては、入院病棟を休床とすることと、常勤医師の減少に伴う外来診療の見直しによる人件費の減少と診療医薬材料費の減少が主なものでございます。

主要事業説明書の12ページ、13ページをお願いします。

まず、岐阜大学地域医療医学講座寄附金2,000万円、これは令和2年度から令和4年度までの各年度2,000万円のものでございます。

そして、医療機器整備事業につきましては、特に人工腎臓装置、いわゆる人工透析器ですが購入から15年経過しますので、10台、病院事業債において購入するものです。

あと、自動ヘモグロビンA1c分析装置と心電計についても15年が経過しているので購入しますのと、あとマッサージ器、これは今、外来患者と通所リハビリテーションの利用の方がおられますが、これは静脈を圧迫して血流をよくするというので、その処置が非常に効果的だということと、そういう対象者が多いということで購入するということにさせていただきたいと思っております。

全自動高圧蒸気滅菌器というのは、医療処置に使うピンセットとかガーゼとか、それを滅菌する装置で、これは20年も経過してしまっていて、今にも壊れそうという現場の話も出てきました

ので、ぜひ購入したいということで計上させていただきました。以上です。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第35号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 議案第35号 令和3年度関ヶ原町介護保険特別会計予算でございます。

主要事業の13ページ及び14ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算額の総額は8億5,280万円でありまして、令和2年度当初予算額の8億910万円に対しまして4,370万円、約5.4%の増額でございます。

まず、13ページの総務管理費でございますが、こちらにつきましては介護保険事業計画策定業務委託料やシステム改修費等の減額によりまして、前年より384万4,000円の減額の1,599万4,000円を計上しております。

これに対しまして保険給付費でございますが、居宅介護サービス給付費、また地域密着型介護サービス給付費、そして施設介護サービス給付費、これらの増加を見込んでおりまして、前年度より5,228万円の増額の7億9,558万円を計上しております。

続きまして、14ページでございますが、地域支援事業でございます。

一番最初でございますが、介護予防ケアマネジメント事業費でございますが、これの減額がございますので370万3,000円の減額となりまして、3,191万円を計上しております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第36号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

徳永健康増進課長。

○健康増進課長（徳永英俊君） それでは、議案第36号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額が2億4,350万円で、対前年と比較し予算総額が7,070万円の増となっております。

それでは、主要事業説明一覧表にて説明させていただきますので、15ページをお願いいたします。

施設管理事業、一般管理費は、国保保健福祉総合施設やすらぎの1階介護サービス事業分の施設維持管理に要する経費となっております。その中で、令和3年度においては、備品購入として国保連へ請求するためのオンライン用ソフトの購入費用として6万6,000円を新規に計上しております。

続きまして、居宅サービス事業のヘルパーステーション事業費、訪問看護ステーション事業

費、ちょっとめくっていただきますと16ページの居宅支援サービス事業費等につきましては、社協職員給与等負担金を含め、人件費分が主な事業費となっております。

ヘルパーステーション事業費が2,273万1,000円、訪問看護ステーション事業費が3,218万2,000円、居宅支援サービス等事業費が4,002万円です。

また、デイサービスセンター事業費は、人件費のほか食事の提供による賄い材料費や送迎のための車に対する燃料費などの維持経費などがあり、総額によりますと4,164万1,000円となっております。

最後に、4月からの新規事業として看護小規模多機能型居宅介護事業費として8,489万2,000円を計上しております。うち、主な内訳としましては、事業所の職員11名による給料等の人件費として7,077万5,000円、食事提供による賄い材料費が482万2,000円を計上しております。

また、診療所施設使用に伴いまして、光熱水費やその他の施設維持経費につきまして、案分方法により施設利用負担金として国民健康保険特別会計（直診勘定）へ703万7,000円を支出する予算も組んでおりますのでよろしく願いいたします。

今回、利用者につきましては、現在定員が29名となっておりますが、当初におきましては取りあえず通いで15名、お泊まりで5名という見込みにより積算し、歳入歳出予算をそれぞれ計上したところでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第37号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第37号 令和3年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

主要事業一覧表は16ページをよろしく願いいたします。

令和3年度の当初予算額の総額は歳入歳出それぞれ6,910万円となり、令和2年度当初予算額6,760万円に対し150万円の増となっております。

主な増としましては、維持管理費の処理施設維持管理委託料1,177万円について、現在、合理化協定に基づく転換業務としまして関ヶ原衛生有限会社に管理委託をお願いしておりますが、労務単価の見直しにより168万7,000円の増となっております。

また、処理場等の機械設備における一部取替え工事費が127万3,000円の増となっており、全体として前年度予算対比150万円の増額となる令和3年度当初予算となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第38号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の

説明を求めます。

吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第38号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算について御説明させていただきます。

令和3年度当初予算額は歳入歳出それぞれ3億7,570万円となり、令和2年度当初予算額4億2,750万円に対し5,180万円の減となったところでございます。

主要事業説明一覧表は16ページになります。

主な増減といたしまして、公共下水道施設管理費としまして、処理施設維持管理修繕600万円は、令和2年度当初予算額に対し350万円の減となったところでございます。

また、施設維持管理業務等委託料3,506万8,000円につきましては、浄化センターの維持管理費となりますが、これも労務単価の見直しにより821万7,000円の増加となっております。

公営企業法適用化支援業務590万7,000円につきましては、令和2年度に引き続き下水道事業の公営企業化を進めるため、資産の整理、調査を行うものでございます。

続きまして、公共下水道建設費につきましては、令和2年度当初予算額に対し6,738万7,000円減の4,702万9,000円となっております。

こちらは、令和2年度において長寿命化計画に基づいた関ヶ原浄化センター電気設備の更新や下水道施設の中長期的な修繕・改築計画を策定するためのストックマネジメント計画策定業務を実施いたしました。一連の更新工事並びに業務が完了したことにより大幅な減となったところでございます。

また、令和3年度におきましては、ストックマネジメント計画に係る詳細設計を実施するため、技術援助協定料として1,200万円を、また単独面整備管渠工事1,923万2,000円につきましては、玉地内の旧玉農業集落排水処理施設以南約200メートルの区間におきまして、下水道管内の不明水流入の改善を図るため、老朽管の布設替えを実施するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、議案第39号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明を求めます。

吉森水道環境課長。

○水道環境課長（吉森明博君） 議案第39号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計予算について御説明させていただきます。

令和3年度の当初予算額の総額は2億7,727万3,000円で、令和2年度当初予算額2億9,897万1,000円に対し、2,169万8,000円の減となっております。

主要事業の説明は、同じく16ページ、17ページになります。よろしく願いいたします。

主なものについて説明させていただきます。

3条予算の収益的支出、営業費用の原水及び浄水費につきましては、藤古川浄水場の取水塔しゅんせつをはじめ、町内浄水場施設の電気保安点検や、また施設機器点検業務など引き続き実施してまいります。

その他、施設に係る動力費など稼働実績により見直しを行い、今年度の当初予算額に対し531万7,000円の減としております。

配水及び給水費につきましては、引き続き漏水調査委託料として359万円を計上してございます。

主要事業は17ページになりますが、総係費の上水道事業料金改定計画策定業務393万3,000円は、近年における給水収益の減少や、また今後、第2次拡張事業の推進をはじめ、施設整備の更新に要する費用が多額となることが見込まれるため、料金改定を踏まえた経営改善を検討するため実施するものです。

次に、4条予算の資本的支出の原水及び浄水施設建設改良費920万5,000円の内訳としましては、藤古川浄水場改修整備工事493万5,000円は、送配水ポンプ電動弁1台を取り替えを実施するものでございます。また、藤古川浄水場計装設備更新工事323万4,000円につきましては、残留塩素計を更新するものでございます。

そして、上水道施設台帳作成業務103万6,000円につきましては、水道法の一部改正に伴い、水道施設の維持管理、また計画的な更新など適切な資産管理を行うため台帳整備をするものでございます。

最後に、配水及び給水設備建設改良費の2,314万円につきましては、宝有・野上地内においてそれぞれ老朽管の布設替え工事を実施するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで、令和3年度の予算関係の説明を終了いたします。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は予算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑に留めていただくようお願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 総務省の地方財政計画によれば、コロナの影響によって地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額は確保するとの方針があります。

それで、予算書でいうと町税がマイナスの9,200万円と。その穴埋めとして臨時財政対策債の借入れを増やしたという説明もございました。そうなりますと、令和2年度、令和3年度の規格でいうと歳入歳出総額が約1億円減らしているんですけど、どういうところで減らせたの

か、全体的なところをお伺いしたいのと、あと2020年度に国勢調査があったと思うんですが、その辺の影響というのはどこかに現れているんでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 予算を当然編成する過程においては、前年度事業は確定したもの、完了したもの、こういったものはなくなってくると。その分、今年度追加というものもありますけれども、大きく去年でなくなったと言われるのは、歴史民俗資料館、今、学習館、これの改修工事、これは9,000どれだけあったと思います。

それから、教育関係のICT関係の整備、こういったものも整備をさせていただいたということで、それがなくなったということから、大きく言えば減額になったということだというふうに思っております。

それから、国勢調査、まだ確定数字が決まっておりませんので、これについての反映はまだされていないと思っております。次、来年度以降されてくるんじゃないかなと、そんな思いしておりますのでよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 2点質問をさせていただきます。

先ほど町長の所信表明、さらには予算の大綱を伺いました。その中で2点ほどあるんですけども、限られた予算の中で、確かにいろいろ6つの柱と、その中でも具体的に幾つか施策を述べられました。

ある意味では、相場の出来かなという感じはありますけれども、限られた予算の中とはいえ、町長が特にこれの施策については力を入れたいと、何とかこれは前向きに取り組みたいということがあれば、ぜひそれをお聞きしたいということが1つ。

それから、2つ目には、これまでに何回も申し上げましたけれども、問題は新しい財源の確保ですよね。幾らいい政策を述べても、それを保障する財源がなければ、なかなか前に行けないというのは自明の理でありますけれども、そういう点で財源の涵養、新財源の涵養を今後どうされるのか。

例えば、これも従来から言っていますけど、ふるさと納税を5,000万円という予算ですけども、それも倍なり1桁多くするとか、そのぐらいの目標を持っていくということも必要ではないかと思ったり、それからクラウドファンディングですよね。これをもっともっと活用をしていくべきではないかと思ったり。

さらに、企業誘致も、これも申し上げてきましたけれども、条例改正などを今取り組んでおられるようですけども、企業誘致についても、やっぱりそれが無いと新しい町税の涵養というのは難しいと思うんですよね。これに対する町長の、特に企業誘致に対する思いとか考え方

について、この2点をお願いしたいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 答えがというか、質問を2つ言われましたけれども、中にはちょっと重なる部分があるかなというふうに思っております。

私の今年度の予算、新規にこれという目玉の事業はありません。これはもう仕方がないと。予算総額の中で何とかやりくりをせざるを得ないという状況の中で組ませていただいたということでございますので、新たな事業はありませんが、今までのやってきた事業、例えば隣にできました岐阜関ヶ原古戦場記念館、この核となる施設ができましたので、これを拠点として新たな観光開発、またできたことによって観光客の入り込み客数が非常に多くなると思っております。

完成してから、3月の初め頃までで3万8,000人ぐらいもう来ていると。これは今までの歴史民俗資料館の1年分が既に3か月で、4か月半か、5か月ぐらいで、しかも冬場に向かっての利用で達成しているということでございますので、4月以降でいえば倍、3倍の入り込み客があるだろうというふうに思っております。そういった観光客が増えることによって、町内でお金を落としていただけることが増えていくというふうに思っていますし、それだけ増えれば、やはりそういった観光客を相手とした事業というものも考えていただけるというふうに思っておりますし、そういうふうに向けていきたいと。

特に、この記念館の近辺のかいわい、こころ辺に何とか出店等していただけないかなと、そんな思いでおりますので、そういったことに向けての取組といたしますか、アピールをどんどんしていきたいなというふうに思っているところでございます。

また、昨年度、都市計画の土地利用計画を決めさせていただいて、新たに工場用地区を決めさせていただきました。これによって、今までのメナード周辺が娯楽レクリエーション地域ということで、網がかぶっていたのを外すことによって、企業さんが来ていただける環境はできたと思っておりますし、また名神の南側の土地、まずは玉の地域、こういったところで新たに工場に来てくださいということでの具体的に手を挙げられるようになったということは非常に大きなことです。そういったことをもっとアピールしながら、今後また県のほうにも企業誘致についてこういう場所ができたということで、招致についてまた協力もお願いさせていただきながら進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

その関連も含めまして景観計画、またマスタープラン、こういったものを定めまして、町としてのあるべき姿、土地利用のあるべき姿、こういったものについても方向性を出して決めていきたいなと思っておりますので、そこで何とかして今後のまちづくりをしていきたいなと思っております。

先ほど言いましたけれども、企業誘致用地が決まったということで、早期にこういったとこ

ろへ企業の進出を求めたい、してくれたらいいなというふうに思っております。

ただ、やはりどんな企業が来てもいいというわけにはいきませんので、私としてはやっぱり環境に配慮された、今でいうSDGsを標榜するような企業さんに来てもらいたいなと思っておりますので、町としても、どんな企業がいいのかということももうちょっと絞り込みをして手を挙げていきたいというふうに思っておりますので、その点また、皆さん方にも御協力をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、先ほど言われましたふるさと納税、今年度12月までで約1億円弱来ているということで、来年度も同じような金額がプラスアルファでいけないかなというふうに思っておりますけれども、これはやはりふるさと納税をされる方はどんな思いでされるかということと、返礼品の関係、こういったものもありますので、また開発をしながら進めていきたいなと思っておりますので、できたら今年度以上の1億円をクリアしたいというふうに思っておりますので、また努力を続けたいと思います。

それから、クラウドファンディングと言われましたけれども、これについては何を具体的にやるかということ掲げないとできない話でございますので、前々から1つの例として銅像を建てるのにクラウドファンディングを使ったらどうやというような話もありましたけど、具体的にどこにどんな絵を描くかということも決まらない状態ではできないということですので、そういうクラウドファンディング、確かに事業をやるのにはいい資金集めの方法ですので、具体的な案を決めてやれるものならやっていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

そのほかにつきましても、非常に厳しい状況の町でございますので、何とかクリアをしていかなあかんという思いであります。

ただ、駄目だ、駄目だで落ち込むのではなしに、何とか底を打ったから今度は上を向くんやという明るい気持ちを持ちながら取組を進めるようにしたいな、そんな気持ちの問題でありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これで質疑を終わります。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第28号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについてから議案第39号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計予算は、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置、委員会に付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第39号までについては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時45分

再開 午後 2 時46分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に予算審査特別委員会の正・副委員長の選任と予算審査の日時を決めていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

休憩 午後 2 時47分

再開 午後 2 時49分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

御報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、各会計の予算審査特別委員会の日時は、3月11日木曜日午前9時から開催されることに決められましたので、御報告いたします。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から16日までの12日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日5日から16日までの12日間は休会とすることに決しました。

来る3月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは11日木曜日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2 時51分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 田 中 由 紀 子

会議録署名議員 楠 達 男